

国税通則法等の改正

目 次			
一 国税犯則調査手続の見直し……………	992	12 臨検等の夜間執行の整備……………	1020
I 改正の背景等……………	992	13 執行を中止する場合の処分の整備	…………… 1021
II 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備	…………… 995	14 搜索証明書の交付の整備……………	1022
1 記録命令付差押えの整備……………	995	15 調書の作成手続の整備……………	1022
2 接続サーバ保管の自己作成データ	……………	16 管轄区域外における職務執行の整備	…………… 1023
等の差押えの整備……………	997	IV 間接国税に係る犯則調査手続の整備	…………… 1024
3 通信履歴の電磁的記録の保全要請	…………… 998	1 通告処分の対象範囲等の見直し	…………… 1024
4 電磁的記録に係る記録媒体の差押え	…………… 999	2 告発が訴訟条件であることの明確化	…………… 1031
5 臨検等を受ける者への協力要請の整備	…………… 1001	3 犯則の心証を得ない場合の手続の整備	…………… 1033
III 関税法に基づく犯則調査手続等を踏	……………	V その他の国税犯則調査手続に関する整備	…………… 1034
また国税犯則調査手続の整備……………	1002	1 法令の現代語化等の整備……………	1034
1 犯則事件に係る任意調査手続の整備	…………… 1002	2 間接国税に係る重加算税の導入	…………… 1034
2 犯則事件に係る強制調査手続の整備	…………… 1004	3 間接国税に係る取引先に対する質問検査権の整備	…………… 1036
3 通信事務取扱者に対する差押えの整備	…………… 1009	4 国税徴収手続における立会いの整備	…………… 1037
4 現行犯事件に係る臨検等の規定の整備	…………… 1010	5 犯則事件に係る検査拒否に対する罰則の廃止	…………… 1038
5 許可状の提示手続の整備……………	1011	二 災害等による期限延長制度における延長手続の拡充	…………… 1038
6 身分証明書の提示手続の整備……………	1011	三 口座振替納付に係る納付情報の提供等の電子化	…………… 1039
7 臨検等における立会いの整備……………	1012	四 無限責任社員の第二次納税義務の整備	…………… 1041
8 領置目録等の謄本交付等の整備	…………… 1013	五 その他の納税環境整備関係の改正……………	1045
9 領置物件等の腐敗等がある場合の手続の整備	…………… 1015		
10 領置物件等を還付できない場合の手続の整備	…………… 1017		
11 鑑定、通訳又は翻訳の嘱託の整備	…………… 1019		

1 電子申告手続に係る識別符号等の入力の省略……………	1045	2 学資支給金に係る国税滞納処分による差押禁止措置の整備……………	1046
-----------------------------	------	-----------------------------------	------

はじめに

平成29年度税制改正では、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築、経済の好循環の促進、酒類間の税負担の公平性の回復、国際的な租税回避への効果的な対応等の観点から、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税、国際課税、納税環境整備等について所要の措置が講じられました。

このうち納税環境整備については、経済活動のICT化の進展等を踏まえて国税犯則調査手続の見直しを行うとともに、その規定を現代語化した上で国税通則法へ編入したほか、災害等による期限延長制度における延長手続の拡充等の措置が講じられています。

これらの改正事項が盛り込まれた「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）」は、去る平成29年3月27日に参議院本会議において可決・成立し、同月31日に公布されています。また、同日に、次の関係政省令も公布されています。

- ・ 国税通則法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第112号）
- ・ 国税犯則取締法施行規則を廃止する政令（平成29年政令第113号）
- ・ 国税通則法施行規則の一部を改正する省令（平成29年財務省令第23号）
- ・ 国税犯則取締法第四条に依り収税官吏の携帯すべき証票様式を定める件を廃止する省令（平成29年財務省令第27号）
- ・ 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（平成29年財務省令第30号）

以下では、これらの法令改正の主な内容について説明することとします。

（参考）「平成29年度税制改正の大綱」（平成28年

12月22日閣議決定）（抄）

六 納税環境整備

1 国税犯則調査手続等の見直し

（国 税）

国税犯則調査手続について、次の見直しを行う。

(1) 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備

① 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備

差し押さえるべき物件が記録媒体であるときは、その差押えに代えて、当該記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写、印刷又は移転の上、当該他の記録媒体を差し押さえることができることとする。

② 接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの整備

差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成等をした電磁的記録等を保管するために使用されていると認めるに足る状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上、当該電子計算機等を差し押さえることができることとする。

③ 記録命令付差押えの整備

電磁的記録の保管者等に命じて、必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることができることとする。

④ 差押え等を受ける者への協力要請の整備

差し押さえるべき物件等が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押

え等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができることとする。

⑤ 通信履歴の電磁的記録の保全要請の整備

差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、通信事業者等に対し、通信履歴の電磁的記録について、30日（特に必要があつて延長する場合には、通じて60日）を超えない期間を定めて、消去しないよう求めること（この場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めること）ができることとする。

(2) 関税法に定める犯則調査手続等を踏まえた国税犯則調査手続の整備

① 遺留物の検査・領置の整備

犯則嫌疑者等が置き去った物件を検査し、又は領置することができることとする。

② 郵便物等の差押えの整備

許可状の交付を受けて、通信事務取扱者が保管等をする郵便物等について差し押さえることができるとし、その差押えをした場合には、その旨を発信人又は受信人に通知することとする。

③ 臨検等の夜間執行の整備

許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がある場合には、日没後においても臨検等を開始することができることとする。

④ 領置・差押物件を還付できない場合の手続の整備

領置・差押物件の所有者が所在不明等の事由により、当該物件を還付することができない場合には、その旨を公告することとした上、当該公告の日から6月を経過しても還付請求がないときは、当該物件は国庫に帰属することとする。

⑤ 管轄区域外における職務執行の整備
犯則事件を調査するため必要があるときは、所属する国税局又は税務署の管轄区域外においても、その職務を執行することができることとする。

⑥ その他国税犯則調査における具体的な手続について、次の事項につき整備を行うこととする。

イ 許可状請求の手続

許可状を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならないこととする。

ロ 許可状の記載事項

許可状について、臨検すべき物件、搜索すべき場所、有効期間経過後は執行に着手することができず許可状は返却しなければならない旨及び交付年月日をその記載事項として法令上明確化するとともに、犯則事実に代えて、罪名を記載することとする。

ハ 許可状の提示

臨検、搜索又は差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならないこととする。

ニ 身分証明書の提示

質問、検査等をする場合に携帯する身分証明書について、関係者の請求に応じて、提示しなければならないこととする。

ホ 臨検等における立会い

住居の所有者等の立会いを必要とする処分の範囲に臨検及び差押えを、住居の所有者等を立ち会わせることができない場合の代替的な立会人の範囲に都道府県職員を、それぞれ加えることとする。また、国税徴収手続における代替的立会人の範囲についても、同様の整備を行うこととする。

ヘ 領置・差押目録の謄本交付等

領置又は差押えをしたときは、その目録を作成し、所有者等にその謄

本を交付しなければならないこととするとともに、搜索をした場合において証拠物又は没収すべき物件がないときは、搜索を受けた者の請求に応じて、その旨の証明書を交付しなければならないこととする。

ト 鑑定、通訳又は翻訳の嘱託

犯則事件を調査するため必要があるときは、鑑定、通訳又は翻訳を嘱託することができることを法令上明確化し、鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとする。

チ 質問に係る調書の作成手続

質問に係る調書については、質問を受けた者に閲覧又は読み聞かせ、内容の変更の申立てがあるときは、その陳述を調書に記載しなければならないこととする。

リ 調査のための出頭要請

犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者等に対して出頭を求めることができることを法令上明確化する。

ヌ 執行を中止する場合の処分

許可状の執行を中止する場合には、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができることを法令上明確化する。

⑦ 間接国税に係る犯則調査手続の整備

イ 通告処分の対象範囲の見直し

申告納税方式の間接国税について、そのほ脱犯及び受還付犯を通告処分の対象から除外するとともに、重加算税の対象とし、加えて取引先に対する質問検査権限を整備する。

ロ 告発が訴訟条件であることの明確化

通告処分の対象となる犯則事件については、国税局長等の告発が訴訟

条件であることを法令上明確化する。

ハ 瑕疵ある通告処分に対する更正手続の整備

通告処分に計算違い等の明白な誤りがあるときは、職権で通告処分を更正することができることとする。

ニ 通告処分による公訴時効の整備

通告処分による公訴時効について、停止制度（現行：中断制度）に改めた上で、通告から20日を経過した時からその進行を始めることとする。

ホ 犯則事件に係る検査拒否に対する罰則の廃止

間接国税に関する犯則事件に係る検査拒否に対する罰則を廃止する。

(3) 法律の現代語化等の整備等

① 法律の現代語化等の整備

国税犯則調査手続に係る規定について、平仮名・口語体表記に改める等の現代語化を行うとともに、国税通則法に編入（国税犯則取締法は廃止）をする。

② 租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続に関する規定の整備

国税犯則調査手続の見直しに伴い、租税条約等の相手国等から犯則事件の調査に必要な情報の提供要請があった場合における租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続についても、同様の見直しを行うこととする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成30年4月1日から施行することとし、上記(2)(7)の改正は、同日以後にした違反行為について適用する。

(略)

2 災害等による期限延長制度における延長手続の拡充
(国 税)

災害等による期限延長制度について、国税庁長官は、災害等のやむを得ない理由により、納税者の多数にわたり期限までに申

告等を行うことができないと認める場合には、その対象者の範囲及び期日を指定して、当該期限を延長することができることとする。
(注) 上記の改正は、平成29年4月1日以後に生ずる災害等のやむを得ない理由について適用する。

3 その他

(国 税)

(1) 口座振替納付に係る納付書の送付等について、次のとおり電子化を促進するための措置を講ずる。

① 口座振替納付に係る税務署長と金融機関間の納付書の送付等について、電子情報処理組織を使用等して行うことができることとする。

(注) 上記の改正は、平成30年1月1日以後に納付する国税について適用する。

② その他所要の措置を講ずる。

(2) 無限責任社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、士業法人の社員を加える。

(注1) 上記の「士業法人」とは、税理士法人、弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び外国法事務弁護士法人をいう。

(注2) 上記の改正は、平成30年1月1日以後に滞納となった国税について適用する。

(3) 独立行政法人日本学生支援機構法の改正を前提に、同法に基づき学資として新たに支給されることとなる資金について、国税の滞納処分による差押えを禁止することとする。

一 国税犯則調査手続の見直し

I 改正の背景等

国税に関する犯則事件の調査及び処分は、国税の公平確実な賦課徴収という行政目的を実現するために行われているものであり、その調査及び処分に関する手続等（以下「国税犯則調査手続」といいます。）については、国税犯則取締法（明治33年法律第67号）に規定されていました。

この国税犯則取締法については、昭和23年を最後に大幅な改正がなされておらず、条文が片仮名・文語体であるなど表現形式が現代離れているばかりではなく、内容的にも同じ性格の関税法に基づく犯則調査手続の諸規定と比較して不備な点が少なからず認められるとの指摘がなされていました。

これに加えて、近年、業務連絡における電子メールの活用や電子データの外部サーバへの保管など経済活動のICT化が進展する中であって、犯則嫌疑者の故意や脱税金額の立証等に必要客観的証拠の収集が一層困難になっているとの指摘も

なされていたところです。

そうした中、平成28年10月の政府税制調査会において、国税犯則調査手続について経済社会の構造変化に対応した見直しを行うべきとの問題提起がなされ、外部有識者も交えた検討が行われました。その検討の報告では、刑事訴訟法を参考として電磁的記録の証拠収集手続の整備を行うことや、関税法とバランスをとる観点から規定の現代語化を含めた所要の見直しが必要とされ、政府税制調査会においてもこの見直し方針が了承されたところです。

(注) 政府税制調査会においては、平成28年10月25日開催の総会での審議を受けて、外部有識者を交えた「国税犯則調査手続の見直しに関する会合」を平成28年10月31日及び11月9日の2回にわたり開催し、国税犯則調査手続について、刑事訴訟法及び関税法並びに税務手続全般に知見を有する外部有識者の意見を聴取しつつ、情報処理の高度化等に対応するため、平成23年に刑事訴訟法に措置された電磁的記録の証拠収集手

続を参考として整備すべきと考えられる事項及び関税に関する犯則調査手続を定める関税法とバランスをとる観点から見直しが必要と考えられる事項が整理されています（「国税犯則調査手続の見直しについて」（平成28年11月14日 国税犯則調査手続の見直しに関する会合））。

今回の改正においては、こうした政府税制調査会の議論を踏まえ、国税犯則調査手続について、電磁的記録の証拠収集手続を整備するとともに、関税法に基づく犯則調査手続等を踏まえて調査手続等を整備し、併せて規定を現代語化した上で国税通則法へ編入する等の見直しが行われました。以下では、これらの見直しの内容について説明することとします。

（注1） 国税通則法への編入（国税犯則取締法の廃止）について

今回の改正においては、国税犯則取締法を廃止し、国税犯則調査に係る規定が国税通則法に編入されています。これは、国税犯則調査に係る規定を現代語化することに併せて、法形式面での整備が図られたものです。なお、国税以外で犯則調査手続を定めた「関税法」、「金融商品取引法」及び「独占禁止法」においても、これらの犯則調査の権限や手続は、行政調査にかかる権限や手続と同じ法律に規定されています。

また、上記の国税通則法への編入については、国会における審議において、「今般の改正で国税犯則取締法を廃止して国税犯則調査に係る規定を国税通則法に編入することとしておりますのは、この改正につきましては、国税犯則調査も、国税通則法に定めます課税調査と同じように、納税義務のありなしに関する事実の確認を行うというものでありますので、国税に関する共通的な手続というものを定めます国税通則法での規定になじむのではないかと。また、課税調査と犯則調査を同一の法律に規定することによって一覧性が高まり、そして納税者から見て分かりやすい法体系となるのではないかと考えられること等を踏まえれば、これは適当ではないかというように考

えておるのがその背景であります。」との答弁がなされているところです（平成29年2月22日 衆・財務金融委員会における麻生財務大臣の答弁）。

（注2） 課税調査と犯則調査の相違について

国税に関する調査権限には、課税調査の権限（質問検査権）と犯則調査の権限があります。課税調査は、適正な課税を行うことを目的として実施するものであり、国税通則法第7章の2に規定されている「質問検査権」に基づき、納税義務者等への質問や帳簿書類その他の物件について検査を行うものです。他方、犯則調査は、脱税事件として検察官に告発して刑事訴追を求めることを主たる目的として実施するものであり、改正後の国税通則法第11章（改正前は国税犯則取締法）に規定されている任意調査や強制調査の権限に基づいて行われるものです。

なお、上記の課税調査と犯則調査の関係については、国会における審議において、「課税調査を犯則調査の証拠集めの手段として位置づけようとするものではありません。この点につきましては、法律案におきまして、国税犯則調査手続の規定を一つの独立した章に規定いたしまして、相互に関連する規定とはなっていないことなどからも明らかであると考えております。」との答弁がなされているところです（平成29年2月22日 衆・財務金融委員会における星野主税局長の答弁）。

（注3） 関税法（昭和29年法律第61号）の規定（改正）について

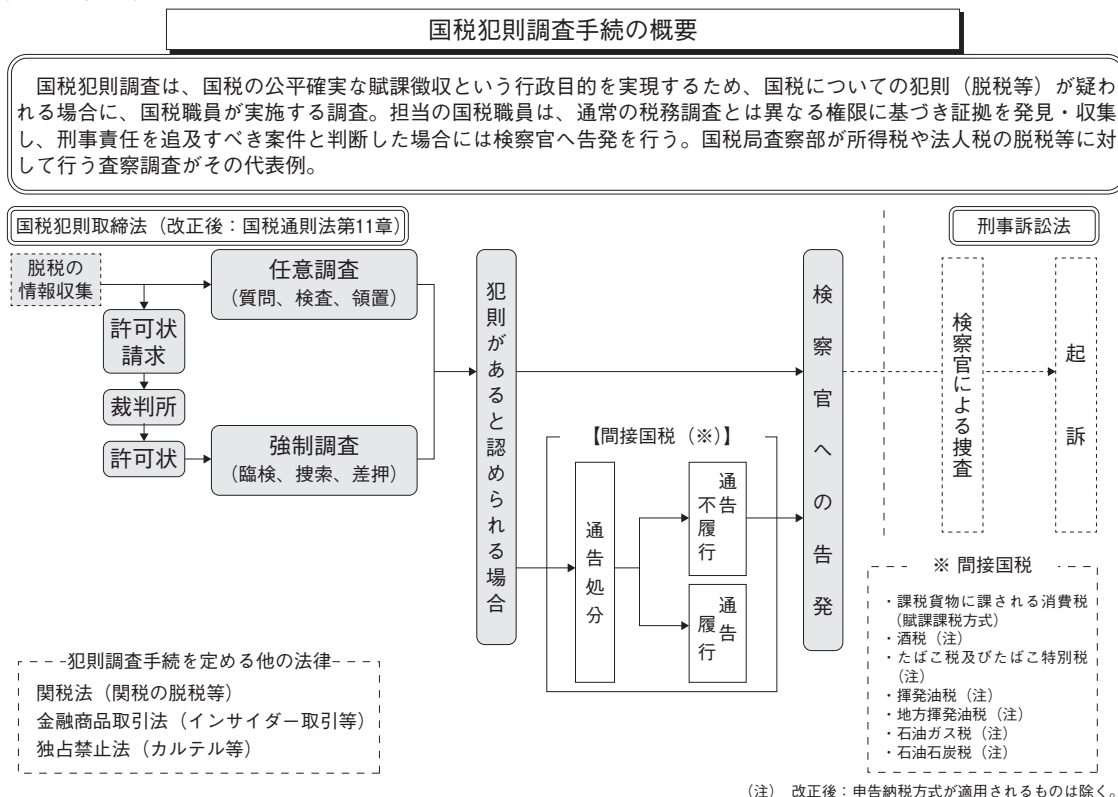
今回の国税犯則調査手続の見直しについては、上記で述べたように、刑事訴訟法を参考として電磁的記録の証拠収集手続の整備を行うほか、関税法とバランスをとる観点から規定の現代語化を含めた調査手続等の整備が行われており、後述Ⅱ以降で述べる各改正事項の説明においては、国税犯則調査手続に係る規定の改正に当たり参照した刑事訴訟法や関税法等の規定を「（参考）」として掲げています。

このうち関税法においては、経済活動の

ICT化等の進展に伴い、関税犯則事件を取り巻く環境も急速に変化しており、また、国税犯則調査手続との調和を図る必要性等から、国税犯則調査手続の見直しを踏まえ、関税に係る犯則調査手続に係る規定の改正が行われ

ています（関税定率法等の一部を改正する法律（平成29年法律第13号））。そのため、後述Ⅱ以降の「(参考)」においては、今回の国税犯則調査手続の見直しに当たり参照した「当該改正前の関税法の規定」を掲げています。

(参考図表 1)



(参考図表 2) 国税に関する主な罰則

ほ脱・不正受還付	偽りその他不正の行為により、税を免れ、又はその還付を受けた行為	所得税、法人税、消費税等	懲役 10年以下 罰金 1,000万円以下
		酒税、揮発油税等 ※酒類の無免許製造犯を含む。	懲役 10年以下 罰金 100万円以下
無申告ほ脱	法定申告期限までに申告書を提出しないことにより税を免れた行為	所得税、法人税、消費税等	懲役 5年以下 罰金 500万円以下
		酒税、揮発油税等	懲役 5年以下 罰金 50万円以下
源泉所得税不納付	源泉徴収義務者が徴収して納付すべき所得税を納付しなかった行為	源泉所得税	懲役 10年以下 罰金 200万円以下

(注) このほか、国税に関する犯罪として、申告書不提出、調書不提出・虚偽記載、虚偽帳簿書類提示等の秩序犯がある。

(参考図表 3) 査察調査の着手・告発件数等 (平成27年度)

	着手件数	処理件数	告発件数	告発率	脱税総額 (告発分)	1 件当たり脱税額 (告発分)
全国	189	181	115	63.5%	11,204百万円	97百万円
うち東京国税局	71	68	43	63.2%	4,151百万円	97百万円

(注) 着手件数とは、強制調査に着手した件数。処理件数とは、検察官への告発の可否を最終的に判断した件数。

Ⅱ 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備

国税犯則調査においては、業務連絡における電子メールの活用や電子データの外部サーバへの保管など経済活動の ICT 化が進展する中において、犯則嫌疑者の故意や脱税金額の立証等に必要となる客観的証拠の収集が一層困難になっている状況の下、電磁的記録の証拠収集手続を速やかに整備することが喫緊の課題とされてきました。

他方、刑事訴訟法においては、記録命令付差押えなど電磁的記録の証拠収集手続について、法制審議会及び同審議会に設けられた刑事法（ハイテク犯罪関係）部会における議論を踏まえ、捜査実務上の必要性和処分を受ける者の不利益とのバランスを考慮して、平成23年の改正によって措置されています。同改正の施行から既に4年が経過しており、これらの手続は、収集すべき証拠やその手法、解明すべき目的が共通する財政経済事犯等の捜査の実務においても頻繁に用いられ、有効に機能しているところです。

国税犯則調査は、一種の行政手続であって、犯則嫌疑者の身柄を拘束する権限がないなど刑事訴訟法に基づく犯罪捜査と完全に同質なものではありませんが、実質的には租税犯の捜査としての機能を営むものであり、電磁的記録の証拠収集手続に関する限りは、犯罪捜査との間に差を設けるべき理由は見出しがたいと考えられることを踏まえ、国税犯則調査について、上記の ICT 化対応のため平成23年に改正された刑事訴訟法を参考として、電磁的記録の証拠収集手続が整備されました（通法132、134、136、138）。以下では、電磁的記録に係る証拠収集手続の各項目の内容について説明

することとします。

1 記録命令付差押えの整備

(1) 改正の内容

刑事訴訟法に基づく電磁的記録に係る証拠収集手続においては、電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体（CD-R 等）に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえること（記録命令付差押え）ができることとされています（刑事訴訟法99の2、218①）。

(参考) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)(抄)

第99条の2 裁判所は、必要があるときは、記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができる。

第218条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについては、必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

②～⑥ 省略

他方、これまでの国税犯則調査にあつては、刑事訴訟法第99条の2及び第218条第1項のような規定が設けられておらず、電磁的記録の保管者の記録媒体に記録されている電磁的記録をその保管者から取得しようとする場合には、①必要な電磁的記録が記録されているサーバ等の特定が困難な場合があり、その場合は差押えの

許可状を請求できない、②必要な電磁的記録が複数のサーバ等に分散して記録されている場合には、差押えは事実上困難となる、③サーバ等に複数の者の電磁的記録が記録されている場合には、そのサーバ等の差押えによりその業務に著しい支障が生じるといった問題が生じるおそれがあるほか、保管者においては、顧客との関係で守秘義務を負う場合もあると想定されるところ、裁判官の許可状があれば必要な電磁的記録を記録媒体（CD-R等）に記録した上、その記録媒体（CD-R等）を提出することに協力するケースが多いと考えられるとの指摘がなされていたところです。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、適時・的確な証拠収集を可能とする観点から、国税犯則調査について、刑事訴訟法第99条の2及び第218条第1項の規定にならい、記録命令付差押えに係る規定が整備されました。

具体的には、当該職員は、裁判官が発する許可状により、電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて、必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上で、その記録媒体を差し押さえること（記録命令付差押え）ができることとされました（通法132①）。

（注1） 上記の「記録」については、電磁的記録をそのまま複写することのほか、複数の記録媒体に記録されている電磁的記録を用いて必要な電磁的記録を作成した上で、その電磁的記録を他の記録媒体に保存することも含まれます。

（注2） 上記の「記録命令付差押え」は、必要な電磁的記録が記録されている記録媒体自体は差し押さえることなく、その電磁的記録を取得するものであるという点で、後述「4 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備」と共通していますが、④許可状請求の時点において被処分者の協力が期待できる場合に選択され、許可状にも被処分者による記録等を行わせるべき旨が明

示されるものであること、⑩電磁的記録の「移転」は認められていないこと（この移転の詳細については、後述「4 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備」の(1)④（注）をご参照ください。）、①必要な電磁的記録が記録されている記録媒体の特定は不要であることから、複数の記録媒体に分散して記録されている電磁的記録を一つにまとめて記録させることが可能であることが、「電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法」と異なります。

（参考） 記録命令付差押えなど電磁的記録に係る証拠収集手続の整備に伴うクラウド事業者等への影響については、国会における審議において、「今般の改正によりまして国税犯則調査に措置される証拠収集手続といえますのは、平成23年の刑事訴訟法の改正において措置されたものと同内容でございます。これらの手続は、犯罪捜査の実務において用いられておりますが、平時から特別な管理を求めるというものではなくて、それによってクラウド事業者に過度の負担をかけるなど特段の問題は生じていないものだというふうに私どもは現時点では認識をしているところです。また、国税犯則調査の件数や対象者の数というものは、犯罪捜査の件数やクラウドサービスの利用者数等に比べるとまだまだはるかに少ないという実態を踏まえ、刑事訴訟法と同様の手続を国税犯則調査手続に導入することによって、クラウド事業者等にそういった大きな負担がかかるものとは現時点では考えていないところでございます。」との答弁がなされているところです（平成29年2月22日 衆・財務金融委員会における木原財務副大臣の答弁）。

（2）適用関係

上記(1)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国

税犯則調査手続について適用されることとなります。

2 接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの整備

(1) 改正の内容

刑事訴訟法に基づく電磁的記録に係る証拠収集手続においては、差し押さえるべき物が電子計算機（コンピュータ等）であるときは、その電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体（サーバ等）であつて、その電子計算機で作成・変更をした電磁的記録等を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるもの（メールボックスやストレージサーバの特定記録領域等）から、その電磁的記録をその電子計算機等に複写した上で、差し押さえることができることとされています（刑事訴訟法99②、218②）。

（参考） 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）（抄）

第99条 省 略

② 差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

③ 省 略

第218条 省 略

② 差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁

的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

③～⑥ 省 略

他方、これまでの国税犯則調査にあつては、刑事訴訟法第99条第2項及び第218条第2項のような規定が設けられておらず、ネットワークで接続している外部の記録媒体（サーバ等）に記録された電磁的記録を取得する場合には、電子計算機（コンピュータ等）自体を差し押さえる方法のみではその電磁的記録を取得することができないため、差押えを受ける者の任意の協力を前提として、電磁的記録を電子計算機（コンピュータ等）や他の記録媒体に複写するよう求めていたところですが、相手方が非協力的な場合には、この方法は機能しないこととなります。この場合、外部の記録媒体を対象として差押え等を行うこと自体は可能ですが、強制調査着手前に外部の記録媒体を用いている事実が判明しているとは限らず、むしろ強制調査着手後に初めて外部の記録媒体を用いている事実が判明することも稀ではないところ、このような事例で、強制調査着手後に改めて裁判官の許可状を得て外部の記録媒体の差押えを行おうとしても、犯則嫌疑者等による時間差を利用した証拠隠滅行為を誘発する危険性が高いとの指摘がなされていたところです。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、適時・的確な証拠収集を可能とする観点から、国税犯則調査について、刑事訴訟法第99条第2項及び第218条第2項の規定にならい、接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えに係る規定が整備されました。

具体的には、差し押さえる物件が電子計算機であるときは、その電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、①その電子計算機で作成・変更をした電磁的記録又は②そ

の電子計算機で変更・消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録をその電子計算機又は他の記録媒体に複写した上で、その電子計算機又は他の記録媒体を差し押さえることができることとされました（通法132②）。

（注1） 上記の「電子計算機」とは、自動的に計算やデータ処理を行う電子装置をいい、コンピュータのほか、こうした機能を有するものであれば携帯電話等も、これに該当します。

（注2） 上記の「接続サーバ保管の自己作成データ等の差押え」を行う場合には、当該職員が許可状を請求する書面及び裁判官が交付する許可状に、「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」を記載しなければならないこととされています（通法132⑥、通令45①六）。なお、これらの許可状請求時の手続や許可状の記載事項の詳細については、後述Ⅲの「2 犯則事件に係る強制調査手続の整備」をご参照ください。

（2）適用関係

上記（1）の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

3 通信履歴の電磁的記録の保全要請の整備

（1）改正の内容

刑事訴訟法に基づく電磁的記録に係る証拠収集手続においては、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、通信事業者等に対し、通信履歴の電磁的記録について、30日（特に必要があつて延長する場合には通じて60日）を超えない期間を定めて消去しないよう求

めること及びこれらに関する事項をみだりに漏らさないよう求めることができることとされています（刑事訴訟法197③～⑤）。通信事業者等は、本来、システムの保守やサービスに対する課金に必要な限度で通信履歴を保管するものであり、それを超えて通信履歴を保管することには相応の物理的、経済的負担が生じる上、通信履歴は通信の秘密の保障の対象に含まれると解されており、保守や課金に必要な限度を超えて不用意に通信履歴を保管することには法的なりスクも伴うことから、通信履歴は比較的短期間で削除されるのが通例となっています。そのため、差押え又は記録命令付差押えのための令状の発付を得られるまでの間に早急に保全措置を講じなければ必要な通信履歴が消去されてしまう事態が想定されるところ、通信事業者の負担と捜査の利益との合理的な権衡を図る観点から、上記の限度で通信履歴の保全を要請することができることとされているものです。

（参考） 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）（抄）

第197条 省 略

② 省 略

③ 検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

④ 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、

30日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて60日を超えることができない。

- ⑤ 第2項又は第3項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

通信履歴は不正加担者との連絡状況など犯則事実の立証のために重要な証拠となり得るものですが、これまでの国税犯則調査にあっては、刑事訴訟法第197条第3項ないし第5項のような規定を欠いているところ、通信履歴は一般に短時間で消去される場合が多いことから、通信履歴の保管者に対して消去しないよう求める必要性が認められ、また、通信履歴は通信当事者の利益にも関わり得るため、保全を求める法的根拠を明確にしておくことが望ましいとの指摘がなされていたところです。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、記録命令付差押え等の規定を補完して適時・的確な証拠収集を可能とする観点から、国税犯則調査について、刑事訴訟法第197条第3項ないし第5項の規定にならば、通信履歴の電磁的記録の保全要請に係る規定が整備されました。

具体的には、当該職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、①電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は②自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日（特に必要があって延長する場合には通じて60日）を超えない期間を定めて消去しないよう書面で求めることができるとともに（通法134①前段・②）、保全要請に関する事項をみだりに漏らさないよう求めることができるとされました（通法134③）。

なお、この保全要請はあくまでも通信履歴に係る電磁的記録の保存を要請することにとどまり、その電磁的記録を国税当局が入手するためには、裁判官の許可状の発付を得て差押え又は記録命令付差押えの処分を行う必要があるほか、差押え等の必要がなくなったときは、保全要請を取り消さなければならないこととされています（通法134①後段）。

（注1） 上記①の「電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者」については、電話会社やプロバイダ等が、これに該当します。

（注2） 上記②の「自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者」については、自己の業務のためにLANを設置している会社や大学等が、これに該当します。

（注3） 上記の「その他の通信履歴」については、通信データのサイズ等の情報は含まれますが、電子メールの本文等の通信内容は含まれません。なお、保全要請の対象となる通信履歴の範囲については、要請があった時点において業務上保存しているものに限られ、要請があった時点において保存がされていない情報やこれから保存されるものは保全要請の対象とされません。

（2）適用関係

上記(1)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

4 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備

（1）改正の内容

- ① 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備

刑事訴訟法に基づく電磁的記録に係る証拠

収集手続においては、差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体（パソコンやサーバ等）であるときは、搜索・差押えの現場における捜査官の判断により、その差押えに代えて、電磁的記録を他の記録媒体に複写等した上で、その記録媒体を差し押さえることができることとされています（刑事訴訟法110の2、222①）。

（参考） 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）（抄）

第110条の2 差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状の執行をする者は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。公判廷で差押えをする場合も、同様である。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第222条 第99条第1項、第100条、第102条から第105条まで、第110条から第112条まで、第114条、第115条及び第118条から第124条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条、第220条及び前条の規定によつてする押収又は搜索について、第110条、第111条の2、第112条、第114条、第118条、第129条、第131条及び第137条から第140条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条又は第220条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第122条から第124条までに規定する処分をすることができない。

②～⑦ 省 略

他方、これまでの国税犯則調査にあつては、刑事訴訟法第110条の2及び第222条第1項の

ような規定が設けられておらず、電磁的記録を取得しようとする場合には、㊶電磁的記録が記録された記録媒体を差し押さえる方法、㊷相手方の任意の協力を得て、必要な電磁的記録を他の記録媒体に複写等してもらい、それらを差し押さえる方法がありますが、㊶については、差押えを受ける者の業務に著しい支障を生じさせるおそれがある場合や無関係な第三者の電磁的記録が多数記録されている場合など記録媒体自体の差押えを回避すべき事情が存在する場合もあり、㊷については、相手方の任意の協力が前提であり、相手方が非協力的な場合には機能しないとの指摘がなされていたところです。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、適時・的確な証拠収集を可能とするとともに、差押えを受ける者の業務負担の軽減や第三者の個人情報への配慮の観点から、国税犯則調査について、刑事訴訟法第110条の2及び第222条第1項の規定にならい、電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法に係る規定が整備されました。

具体的には、差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、当該職員は、その差押えに代えて、㊸差押えをする者が電磁的記録を他の記録媒体に複写、印刷又は移転した上で、その記録媒体を差し押さえること、㊹差押えを受ける者に電磁的記録を他の記録媒体に複写、印刷又は移転させた上で、その記録媒体を差し押さえることができることとされました（通法136）。

（注） 上記の「複写」と「移転」の相違は、「複写」については、差し押さえるべき物件たる記録媒体に対象となる電磁的記録が残るのに対し、「移転」については、差し押さえるべき物件たる記録媒体に対象となる電磁的記録が残らないところにあり、犯則嫌疑者等の手元にその電磁的記録を残すことが適当ではない場合には、「移転」をすべきこととなります。

② 電磁的記録を移転した場合の記録媒体の交付等

差押物件について留置の必要がなくなったときは、還付することとされており（通法145。還付手続の詳細については、後述Ⅲの「10 領置物件等を還付できない場合の手続の整備」をご参照ください。）、上記①により差し押さえた記録媒体が、差押えを受けた者において用意したものである場合には、この規定により記録媒体を還付することとなりますが、差押えを受けた者以外の者において用意したものである場合には、この規定により還付することができないこととなります。

今回の改正においては、上記①の差押えが「移転」により行われた場合には、「複写」や「印刷」と異なり差押えを受けた者の手元に電磁的記録が残らないことから、上記①の差押えが「移転」により行われた記録媒体について留置の必要がなくなった場合において、差押えを受けた者と記録媒体の所有者等とが異なるときは、差押えを受けた者に対して、○その記録媒体を交付する、又は○移転された電磁的記録の複写を認めることとするよう整備されました（通法146①）。また、上記○の交付又は○の複写を受けるべき者の住所が不明等の事由により交付又は複写をすることができない場合には、その旨を公告した上で（通法146②）、その公告の日から6月を経過しても交付又は複写の請求がないときは、上記の交付をし、又は複写をさせることを要しないこととされました（通法146③）。

(2) 適用関係

上記(1)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五ニ）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

5 臨検等を受ける者への協力要請の整備

(1) 改正の内容

刑事訴訟法に基づく電磁的記録に係る証拠収集手続においては、検証すべき物や差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、検証、搜索又は差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができることとされています（刑事訴訟法111の2、142、222①）。

（参考） 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）（抄）

第111条の2 差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状又は搜索状の執行をする者は、処分を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。公判廷で差押え又は搜索をする場合も、同様である。

第142条 第111条の2から第114条まで、第118条及び第125条の規定は、検証についてこれを準用する。

第222条 第99条第1項、第100条、第102条から第105条まで、第110条から第112条まで、第114条、第115条及び第118条から第124条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条、第220条及び前条の規定によつてする押収又は搜索について、第110条、第111条の2、第112条、第114条、第118条、第129条、第131条及び第137条から第140条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条又は第220条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第122条から第124条までに規定する処分をすることができない。

②～⑦ 省略

他方、これまでの国税犯則調査にあつては、刑事訴訟法第111条の2、第142条及び第222条第1項のような規定が設けられておらず、電磁的記録に係る記録媒体の差押え等を行うに当たっては、コンピュータ・システムを構成する電

子計算機の操作方法やセキュリティの解除方法等の技術的・専門的な知識が必要となるなど自力執行することが困難な場合もあり、また、差押え等を受ける者の中には、差押え等の対象となっている電磁的記録について契約等により開示できないとする者もいるとの指摘がなされていたところです。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、適時・的確な証拠収集を可能とする観点から、国税犯則調査について、刑事訴訟法第111条の2、第142条及び第222条第1項の規定にならない、臨検等を受ける者への協力要請に係る規定が整備されました。

具体的には、臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、当該職員は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができることとされました（通法138）。

(2) 適用関係

上記(1)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

Ⅲ 関税法に基づく犯則調査手続等を踏まえた国税犯則調査手続の整備

国税犯則調査の主な対象である国税のほ脱犯の構成要件は、偽りその他不正の行為により税を免れるという点で関税のほ脱犯の構成要件と共通し、さらに、輸입品に対する内国消費税については税関当局による執行がなされており、これらの点を踏まえれば、関税の犯則調査と輸입品に対する内国消費税を含めた国税の犯則調査の手続については整合性が実現していることが望まれるとの指摘がなされていました。また、平成4年の金融商品取引法の改正及び平成17年の独占禁止法の改正により、それぞれ犯則調査が導入された際、関税法の規定にならう形で規定が整備されているところ

です。

こうした状況を踏まえ、国税犯則調査について、手続の明確化及び適正な法執行の観点から、関税法等の規定にならない、手続の整備が行われました（通法131等）。以下では、関税法に基づく犯則調査手続や刑事訴訟法に基づく犯罪捜査手続を踏まえて整備することとされた国税犯則調査手続の各項目の内容について説明することとします。

1 犯則事件に係る任意調査手続の整備

(1) 改正前の制度の概要

収税官吏は、国税に関する犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下「犯則嫌疑者等」といいます。）に対して質問し、犯則嫌疑者等の所持する帳簿・書類等の物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出した物件を領置するといったいわゆる任意調査を行うことができることとされてきました（旧国犯法1①②）。また、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができることとされてきました（旧国犯法1③）。

（注1） 収税官吏が物件の領置をした場合において所有者等に保管させたときは、これに封印その他の方法により領置をしたことを明らかにすることとされてきました（旧国犯規2）。

（注2） 収税官吏が犯則事件の調査の際に携帯することとされている身分を示す証票（収税官吏章）の様式については、「国税犯則取締法第四条に依り収税官吏の携帯すべき証票様式を定める件（明治33年大蔵省令第5号）」によって定められていました。

他方、関税法に基づく犯則調査においては、上記の国税犯則調査と同様の任意調査手続が定められているほか、犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者等に対して出頭を求めることができることに加え、犯則嫌疑者が置き去った物件を検査又は領置することができることとされています（関税法119①）。

(参考) 関税法 (昭和29年法律第61号) (抄)

(質問、検査又は領置等)

第119条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があると認めるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人に対して出頭を求め、これらの者に対して質問し、これらの者が所持する物件若しくは犯則嫌疑者が置き去った物件を検査し、又はこれらの者が任意に提出した物件若しくは犯則嫌疑者が置き去った物件を領置することができる。

2 税関職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(2) 改正の内容

これまでの国税犯則調査にあつては、犯則嫌疑者等への出頭要請については、解釈上当然に認められる行為と解されることから運用上実施されているところですが、その根拠となる明文の規定を欠いており、また、犯則嫌疑者等が置き去った物件 (遺留物)、例えば、犯則嫌疑者等が捜索中に許可状の効力の及ばない公道等の場所に物件を投げ捨てた場合や国税局で検査を行っている最中に物件を置いたまま立ち去った場合における当該物件については、関税法第119条第1項のような規定を欠いているため、検査又は領置をすることができない状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、国税犯則調査における任意調査に係る権限を法令上明確化する観点から、国税犯則調査について、関税法第119条の規定にならい、犯則嫌疑者等に対して出頭を求めることができることとするとともに、適時・的確な証拠収集等を可能とする観点から、参考人が置き去った物件を含め、遺留物を検査又は領置することができるよう整備 (現代語化を含みます。) されました。

具体的には、当該職員は、国税に関する犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌

疑者等に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持若しくは置き去った物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出若しくは置き去った物件を領置することができることとされました (通法131①)。また、従前と同様に、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができることとされています (通法131②)。

(注1) 上記の「当該職員」とは、国税庁、国税局又は税務署の職員のうち、国税に関する犯則事件の調査及び処分を行う事務に従事している者をいい、この範囲については、従前の規定 (旧国犯規1等) における「収税官吏」から内容の変更はなく、現代語化が行われたものです。国税庁、国税局又は税務署の職員は、財務省設置法 (平成11年法律第95号)、財務省組織令 (平成12年政令第250号) 及び財務省組織規則 (平成13年財務省令第1号) といった組織関係法令に基づき事務を分掌しており、国税に関する犯則事件の調査及び処分を行う事務に従事する職員は、下記 (注4) に述べる「犯則事件調査職員証票」を付与され、本条を含む国税に関する犯則事件の調査及び処分に關する規定 (通法第11章) により質問検査等を行うことができることとなります。国税に関する犯則事件の調査及び処分を行う事務に従事する職員については、具体的には、国税庁にあつては調査査察部査察課、国税局にあつては調査査察部の査察管理課等に所属する職員が、これに該当します。

(注2) 上記の「質問」とは、犯則嫌疑者等に対して、犯則事件に関係のある事項について問いを發して答えを求めることにより証拠を収集する手段であつて、国税通則法上の当該職員が行う課税調査のための質問とは性格が異なるものです。「検査」とは、犯則事件に関係のある帳簿・書類その他の物件又は住居その他の場所について、その存在

の性質、形状、現象その他の状態を五官の作用によって実験し、認識を得ることをいいます。「領置」とは、犯則疑者等が任意に提出した犯則事件の証拠と思料される物件の占有を取得することをいい、強制処分である差押えも領置と同様に犯則事件に関係のある物件の占有を取得する処分であってその目的は同一ですが、占有の取得方法が「強制処分」か「任意処分」という点に違いがあります。これらの「質問」、「検査」又は「領置」の権限については、従前の規定（旧国犯法1①②）から内容の変更はありません。

(注3) 当該職員が物件の領置をしたときは、これに封印その他の方法により領置をしたことを明らかにしなければならないこととさ

れています（通令44）。

(注4) 国税に関する犯則事件の調査を行う職員の身分証明書の様式について、従前の「収税官吏章」（旧国税犯則取締法第四条に依り収税官吏の携帯すべき証票様式を定める件（明治33年大蔵省令第5号））に代えて、「犯則事件調査職員証票」（参考図表4）を用いることとされています（通規16、別紙第10号書式）。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二、改正通令附則1三、改正通規附則①ただし書）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

(参考図表4)

別紙第10号書式

<p>第 号</p> <p style="margin: 20px 0;">犯則事件調査職員証票</p> <p>国税庁、国税局又は税務署</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>官 氏 名</p> <p>年 月 日生</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">上記の者は、国税通則法第11章第1節の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する職員であることを証明する。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>年 月 日交付</p> <p>国税庁長官、国税局長又は税務署長 印</p> </div>
--

備 考

用紙の大きさは、日本工業規格B列8とし、紙質は厚紙白紙とする。

2 犯則事件に係る強制調査手続の整備

(1) 改正前の制度の概要

収税官吏は、国税に関する犯則事件を調査す

るため必要があるときは、裁判官の許可状により、臨検、搜索又は差押えといったいわゆる強制調査を行うことができることとされており（旧国犯法2①）、許可状を請求するときは、そ

の理由を明示しなければならないこととされて
いました（旧国犯法2③）。

（注1） 許可状の交付については、原則として、
 収税官吏の所属官署の所在地を管轄する地
 方裁判所又は簡易裁判所の裁判官が行うこ
 ととされています（旧国犯法2①）、急速
 を要するときは、臨検、搜索又は差押えを
 すべき物件等の所在地を管轄する地方裁判
 所又は簡易裁判所の裁判官が行い、これに
 より犯則調査をすることができることとさ
 れていました（旧国犯法2②）。

（注2） 許可状の交付を受けた収税官吏は、自ら
 がその処分を行えるだけでなく、他の収税
 官吏に許可状を交付して、臨検、搜索又は
 差押えを行わせることができることとされ
 ています（旧国犯法2⑤）。

（注3） 収税官吏が物件の差押えをした場合にお
 いて所有者等に保管をさせたときは、これ
 に封印その他の方法により差押えをしたこ
 とを明らかにすることとされてきました（旧
 国犯規2）。

また、裁判官が交付する許可状には、臨検す
 べき場所、搜索すべき身体又は物件、差し押さ
 えるべき物件、請求者の官職氏名、有効期間、
 裁判所名のほか、犯則嫌疑者の氏名（法人の場
 合には名称）及び犯則の事実が明らかなきは
 これらの事項も記載し、自己の記名捺印をしな
 ければならないこととされてきました（旧国犯
 法2④）。

他方、関税法に基づく犯則調査においては、
 上記の国税犯則調査と同様の強制調査手続が定
 められているほか、許可状を請求する場合には、
 犯則事件が存在すると認められる資料を提供す
 ること（関税法121③）に加え、許可状につい
 て有効期間経過後は執行に着手することができ
 ずこれを返還しなければならない旨等の事項を
 記載しなければならないこととされています
 （関税法121④）。また、刑事訴訟法に基づく犯
 罪捜査においては、搜索及び差押えの対象範囲
 が定められているほか（刑事訴訟法99①、102、

222①）、令状について罪名等の事項を記載す
 ること（刑事訴訟法219①）に加え、令状の請求
 書への具体的な記載事項が定められています
 （刑事訴訟規則155①）。

（参考1） 関税法（昭和29年法律第61号）（抄）

（臨検、搜索又は差押）

第121条 税関職員は、犯則事件を調査する
 ため必要があるときは、その所属官署の
 所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁
 判所の裁判官があらかじめ発する許可状
 により、臨検、搜索又は差押をすること
 ができる。

2 前項の場合において急速を要するとき
 は、税関職員は、臨検すべき場所、搜索
 すべき場所、身体若しくは物件又は差し
 押えるべき物件の所在地を管轄する地方
 裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらか
 じめ発する許可状により、前項の処分を
 することができる。

3 税関職員は、第1項又は前項の許可状
 （以下この条から第125条までにおいて「許
 可状」という。）を請求する場合において
 は、犯則事件が存在すると認められる資
 料を提供しなければならない。

4 前項の請求があつた場合においては、
 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、
 臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体
 若しくは物件又は差し押えるべき物件並
 びに請求者の官職氏名、有効期間、その
 期間経過後は執行に着手することができ
 ずこれを返還しなければならない旨、交
 付の年月日及び裁判所名を記載し、自己
 の記名押印した許可状を税関職員に交付
 しなければならない。この場合において、
 犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明ら
 かであるときは、これらの事項をも記載
 しなければならない。

5 税関職員は、許可状を他の税関職員に
 交付して、臨検、搜索又は差押をさせる
 ことができる。

(参考2) 刑事訴訟法 (昭和23年法律第131号)

(抄)

第99条 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の規定のある場合は、この限りでない。

②・③ 省略

第102条 裁判所は、必要があるときは、被告人の身体、物又は住居その他の場所に就き、搜索をすることができる。

② 被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所については、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができる。

第219条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、搜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

②・③ 省略

第222条 第99条第1項、第100条、第102条から第105条まで、第110条から第112条まで、第114条、第115条及び第118条から第124条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条、第220条及び前条の規定によつてする押収又は搜索について、第110条、第111条の2、第112条、第114条、第118条、第129条、第131条及び第137条から第140条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条又は第220条の規定によつてする

検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第122条から第124条までに規定する処分をすることができない。

②～⑦ 省略

(参考3) 刑事訴訟規則 (昭和23年最高裁判所規則第32号) (抄)

(差押え等の令状請求書の記載要件・法第218条)

第155条 差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は搜索し若しくは検証すべき場所、身体若しくは物

二 請求者の官公職氏名

三 被疑者又は被告人の氏名 (被疑者又は被告人が法人であるときは、その名称)

四 罪名及び犯罪事実の要旨

五 7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

六 法第218条第2項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

七 日出前又は日没後に差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

2・3 省略

(2) 改正の内容

これまでの国税犯則調査にあつては、許可状請求時の資料提供手続等について、運用上は実施されているところですが、関税法第121条第3項及び第4項並びに刑事訴訟法第99条第1項、第102条、第219条第1項及び第222条第1項等のような根拠となる明文の規定を欠いている状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、国税犯則調査における具体的な手続を法令上明確化する観点から、関税法第121条第3項及び第4項並びに刑事訴訟法第99条第1項、第102条、第219条第1項及び第222条第1項等の規定にならい、搜索及び差押えの対象範囲や許可状請求時の資料提供手続等に係る規定が整備（現代語化を含みます。）されました。

具体的には、国税に関する犯則事件に係る強制調査手続について、次のとおり整備が行われました。

① 搜索及び差押えの対象範囲の明確化

当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官の許可状により、臨検、犯則疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押えをすることができる（参考人の身体、物件又は住居その他の場所の搜索にあっては、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限られます。）こととされました（通法132①）。

（注1） 上記の「臨検」とは、犯則疑者等の所持する犯則事件に関係のある帳簿・書類その他の物件又は住居その他の場所について、その存在及び状態を五官の作用によって知覚実験し、認識することを目的とする強制処分をいいます。「搜索」とは、犯則疑者等の身体、物件又は住居等について、差し押さえるべき物件を発見することを目的とする強制処分をいいます。「差押え」とは、犯則事件の証拠物又は没収すべき物件と思料されるものの占有を取得する強制処分をいいます。これらの「臨検」、「搜索」又は「差押え」の権限については、従前の規定（旧国犯法2①）から内容の変更はありません。

（注2） 上記の「記録命令付差押え」とは、電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その

記録媒体を差し押さえることをいい（通法132①）、今回の改正において整備されたものです。この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください。

（注3） 今回の改正において、電磁的記録に係る証拠収集手続の整備の一環として、「接続サーバ保管の自己作成データ等の差押え」が整備されています（通法132②）。この改正の詳細については、前述Ⅱの「2 接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの整備」をご参照ください。

（注4） 許可状の交付については、原則として、当該職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官が行うこととされ（通法132①）、急速を要するときは、臨検、搜索若しくは差押えをすべき物件等又は電磁的記録を記録若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官が行い、これにより犯則調査をすることができることとされています（通法132③）。

（注5） 当該職員が物件の差押え又は記録命令付差押えをしたときは、これに封印その他の方法により差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならないこととされています（通令44）。

② 許可状請求時の資料提供手続の整備

当該職員は、許可状を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならないこととされました（通法132④）。また、①参考人の身体、物件又は住居その他の場所の搜索のための許可状を請求する場合にあっては、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を、②郵便物、信書便物又は電信についての書類で通信事務取扱者が保管又は所持するもの（犯則疑者が発信人又は受信人であるものを除きます。）の差押え（通信事務取扱者に対する差押えの詳細について

は、後述「3 通信事務取扱者に対する差押えの整備」をご参照ください。) のための許可状を請求する場合にあっては、その物件が犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を、それぞれ提供しなければならないこととされています(通令45②③)。

③ 「許可状」及び「許可状請求書」の記載事項の整備

許可状について、臨検すべき物件、搜索すべき場所、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨及び交付の年月日をその記載事項として法令上明確化するほか、犯則事実にて代えて罪名を記載するとともに(通法132⑤)、許可状請求書の記載事項が定められました(通令45①)。

(注1) 上記の当該職員が行う「許可状の請求」

は、次の①から㉔までの事項を記載した書面ですることとされ(通令45①)、また、裁判官が交付する「許可状」には、次の①から㉔まで(㉕㉖㉗を除きます。)の事項を記載することとされています(通法132⑤⑥)。なお、㉕の事項については「記録命令付差押え」に、㉖の事項については「接続サーバ保管の自己作成データ等の差押え」に、㉗の事項については「臨検等の夜間執行」に、それぞれ係る記載事項とされていますが、それぞれの手続の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」、Ⅱの「2 接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの整備」、後述「12 臨検等の夜間執行の整備」をご参照ください。

- ① 犯則嫌疑者の氏名(法人の場合には名称)
- ㉕ 罪名
- ㉖ 犯則事実の要旨
- ㉗ 臨検すべき物件又は場所
- ㉘ 搜索すべき身体、物件又は場所
- ㉙ 差し押さえるべき物件

- ㉚ 記録又は印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録又は印刷させるべき者
- ㉛ 請求者の官職氏名
- ㉜ 許可状が7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- ㉝ 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
- ㉞ 日没から日出までの間に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由
- ㉟ 有効期間
- ㊱ 有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨
- ㊲ 交付の年月日
- ㊳ 裁判所名

(注2) 鑑定処分に係る許可状請求時の手続については、後述「11 鑑定、通訳又は翻訳の囑託の整備」をご参照ください。

(注3) 許可状の交付を受けた当該職員は、他の当該職員に許可状を交付して、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えを行わせることができることとされています(通法132⑦)。

④ 犯則事件の調査及び処分に関する書類の作成要領の整備

これまでの犯則事件の調査及び処分に関する書類の作成要領については、㉠毎葉の契印及び㉡訂正する際の手続が定められていたところですが(旧国犯規12)、今回の改正においては、上記㉠の契印及び㉡の訂正手続に加えて、「契印に準ずる措置」をとることができるよう整備されました。

具体的には、上記③の「許可状」や後で述べる「調書」(この調書の詳細については、後述「15 調書の作成手続の整備」をご参照ください。)など犯則事件の調査及び処分に関する書類(許可状請求に関する書類を除き

ます。)には、毎葉に契印し(通令56①本文)、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができることとされました(通令56①ただし書)。また、これらの書類について文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印し(通令56②本文)、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならないこととされました(通令56②ただし書)。

(注) 当該職員が作成して裁判所に提出・保管される「許可状請求に関する書類」については、従前と同様に、上記のとおり契印が不要とされていますが(通令56①本文)、これは、刑事訴訟手続において、文書作成事務の合理化・効率化を図る観点から、公務員が作成する書類のうち裁判所に提出・保管される書類については契印が不要とされていること(刑事訴訟規則58③)に合わせて、犯則事件の調査及び処分に関する書類についても同様の措置が講じられているものであり、従前の規定(旧国犯規12①)から内容の変更はありません。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され(改正法附則1五二)、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

3 通信事務取扱者に対する差押えの整備

(1) 改正の内容

関税法に基づく犯則調査においては、通信事務取扱者が保管する郵便物等の差押えについて、それが可能である旨が明確化されるとともに、被処分者が不知のうちに処分が行われることから、事後に発信人又は受信人に処分を行った旨を通知すべきものとされています(関税法122)。通信事務取扱者が保管する郵便物等は、犯則事件の立証のために重要な証拠となり得るもので

すが、これまでの国税犯則調査にあつては、関税法第122条のような規定を欠いており、郵便物等の差押えが行われていない状況となっていました。

(参考) 関税法(昭和29年法律第61号)(抄)

(郵便物等の差押)

第122条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押えることができる。

2 税関職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押えることができる。

3 税関職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて犯則事件の調査が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、適時・的確な証拠収集を可能とする観点から、国税犯則調査について、関税法第122条の規定にならい、通信事務取扱者の保管する郵便物等の差押えに係る規定を整備するとともに、当該差押えを行った場合には、その発信人等に通知すべき旨の規定が設けられました。

具体的には、当該職員は、許可状の交付を受けて、郵便物、信書便物又は電信についての書類で通信事務取扱者が保管又は所持するもの(犯則嫌疑者が発信人又は受信人でないものについては、犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限ります。)を差し押えることができることとされました(通法133①②)。また、その処分をした場合には、犯則

事件の調査が妨げられるおそれがある場合を除き、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならないこととされました（通法133③）。

(2) 適用関係

上記(1)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

4 現行犯事件に係る臨検等の規定の整備

(1) 改正前の制度の概要

犯則事件を調査するため行う臨検、搜索又は差押えについては、原則として前述「2 犯則事件に係る強制調査手続の整備」で述べたとおり、裁判官の許可状によることが必要とされていますが、間接国税に関する犯則事件に関し、急速を要し、許可状を得ることができない場合には、次のとおり、許可状によることなく、臨検、搜索又は差押えをすることができることとされていました。

① 現行犯（旧国犯法3①）

収税官吏は、間接国税に関し、現に犯則を行い、又は現に犯則が行い終わった際に発覚した事件について、その証拠を集取するため必要があり、かつ、急速を要し、裁判官の許可を得ることができないときは、その犯則の現場において、臨検、搜索又は差押えをすることができることとされていました。

② 準現行犯（旧国犯法3②）

収税官吏は、間接国税に関し、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の痕跡があつて、犯則を行ったと思料せられる者がある場合において、その証拠を集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、裁判官の許可を得ることができないときは、その者の所持する物件に対して、臨検、搜索又は差押えをすることができることとされていました。

(2) 改正の内容

上記(1)①については、文理上「犯則を行う（行い終わった）際に発覚した事件」について行うことができるとして、犯則行為と臨検、搜索又は差押えとの時間的近接性について緩やかな規定ぶりとなっていました。実際の運用上は「犯則を行う（行い終わった）者がある場合」について行うこととしており、この現状の取扱いと乖離している状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、上記(1)①の規定は、犯則行為と臨検、搜索又は差押えとの時間的近接性について、現行の運用上の取扱いを明確化する形で整備するとともに、上記(1)②の規定と併せて、関税法第123条の規定にならい、現代語化が行われました。

（参考）関税法（昭和29年法律第61号）（抄）

（現行犯事件の臨検、搜索又は差押）

第123条 税関職員は、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終わった際に発覚した事件について、その証拠となると認められるものを取り集めるため必要であつて、且つ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第121条第1項（臨検、搜索又は差押）の処分をすることができる。

2 税関職員は、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを取り集めるため必要であつて、且つ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第121条第1項（臨検、搜索又は差押）の処分をすることができる。

具体的には、当該職員は、間接国税に関する犯則事件について、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終わった者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交

付を受けることができないときは、その犯則の現場において、臨検、搜索又は差押えをすることができることとされました（通法135①）。また、間接国税に関する犯則事件について、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があって、犯則を行ってから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であって、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して、臨検、搜索又は差押えをすることができることとされました（通法135②）。

(注) 上記の「間接国税」とは、①賦課課税方式が適用される課税貨物に課される消費税、②酒税、③たばこ税及びたばこ特別税、④揮発油税、⑤地方揮発油税、⑥石油ガス税並びに⑦石油石炭税とされており（通令46、た特令5）、この範囲については、従前の規定（旧国犯規1）から内容の変更はありません。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

5 許可状の提示手続の整備

(1) 改正の内容

関税法に基づく犯則調査においては、臨検、搜索又は差押えの許可状を、処分を受ける者に提示しなければならないこととされています（関税法125）。これまでの国税犯則調査にあつては、こうした許可状の提示手続について、運用上は実施されているところですが、関税法第125条のような根拠となる明文の規定を欠いている状況となっていました。

(参考) 関税法（昭和29年法律第61号）(抄)

（許可状の呈示）

第125条 臨検、搜索又は差押の許可状は、こ

れらの処分を受ける者に呈示しなければならない。

こうした状況を踏まえ、国税犯則調査における具体的な手続を法令上明確化する観点から、国税犯則調査について、関税法第125条の規定にならない、許可状の提示手続に係る規定が整備されました。

具体的には、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状については、これらの処分を受ける者に提示しなければならないこととされました（通法139）。

(注) 上記の「記録命令付差押え」とは、電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえることをいいます（通法132①）。今回の改正において、記録命令付差押えが整備されたことに伴い（この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください）、許可状の提示手続の対象範囲に記録命令付差押えが含まれているものです。

(2) 適用関係

上記(1)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

6 身分証明書の提示手続の整備

(1) 改正前の制度の概要

収税官吏は、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをするときは、身分を示す証票を携帯することとされていました（旧国犯法4）。

他方、関税法に基づく犯則調査においては、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えに当たり、上記の国税犯則調査と同様の身分を示す証票の携帯義務が定められているほか、関係者の請求に応じて税関職員の身分を示す証票を提示しなければならないこととされています（関税法126）。

(参考) 関税法 (昭和29年法律第61号) (抄)

(身分の証明)

第126条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索若しくは差押をし、又は開示を求めるときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(2) 改正の内容

これまでの国税犯則調査にあつては、関係者への身分証明書の提示手続について、運用上は実施されているところですが、関税法第126条のような根拠となる明文の規定を欠いている状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、国税犯則調査における具体的な手続を法令上明確化する観点から、国税犯則調査について、関税法第126条の規定にならい、身分証明書の提示手続に係る規定が整備(現代語化を含みます。)されました。

具体的には、当該職員は、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならないこととされました(通法140)。

(注) 上記の「記録命令付差押え」とは、電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえることをいいます(通法132①)。今回の改正において、記録命令付差押えが整備されたことに伴い(この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください。)、身分証明書の提示手続の対象範囲に記録命令付差押えが加えられています。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され(改正法附則1五二)、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることになり

ます。

7 臨検等における立会いの整備

(1) 改正前の制度の概要

収税官吏が搜索するとき、家宅の所有主等を立ち合わせなければならない(旧国犯法6①)、これらの者が不在の場合や立会いに応じない場合には、その地の警察官又は市町村(特別区を含みます。)の職員を立ち合わせなければならないこととされていました(旧国犯法6②)。

(注) 上記の「家宅の所有主等」とは、搜索をする家宅、倉庫、船車その他の場所の所有主、借主、管理者、事務員又は同居の親族、雇人、隣佑であつて成年に達した者をいいます(旧国犯法6①)。

他方、関税法に基づく犯則調査においては、搜索のみならず、臨検又は差押えに当たつても、その所有者等を立ち合わせなければならないこととされています(関税法129①)。また、その所有者等がない場合等の代替的な立会人の範囲に、都道府県職員が含まれています(関税法129②)。

(参考) 関税法 (昭和29年法律第61号) (抄)

(責任者等の立会)

第129条 税関職員は、船舶、航空機、車両又は倉庫その他の場所で臨検、搜索又は差押をするときは、その所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代るべき者を含む。)又は成年に達したこれらの者の使用人若しくは同居の親族を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

3 第123条(現行犯事件の臨検、搜索又は差押)の規定により臨検、搜索又は差押をする場合において、急速を要するときは、前二項の規定によることを要しない。

- 4 女子の身体について搜索するときは、成年の女子を立ち合わせなければならない。
但し、急速を要する場合は、この限りでない。

(2) 改正の内容

これまでの国税犯則調査にあつては、立会人について、運用上は搜索のみならず、臨検又は差押えに当たっても家宅の所有主等を立ち合わせているところですが、関税法第129条のような根拠となる明文の規定を欠いており、また、代替的な立会人の範囲に都道府県職員が含まれていないために、迅速な調査の展開が阻害されている事例もある状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、国税犯則調査における具体的な手続を法令上明確化する観点及び適時・的確な証拠収集を可能とする観点から、国税犯則調査について、関税法第129条の規定にならい、住居の所有者等の立会いを必要とする処分の範囲に臨検及び差押えを、住居の所有者等を立ち合わせることができない場合の代替的な立会人の範囲に都道府県職員を、それぞれ加えるよう整備（現代語化を含みます。）されました。

具体的には、当該職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、住居の所有者等を立ち合わせなければならない（通法142①）、これらの者を立ち合わせることができない場合には、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち合わせなければならないこととされました（通法142②）。

(注1) 上記の「記録命令付差押え」とは、電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえることをいいます（通法132①）。今回の改正において、記録命令付差押えが整備されたことに伴い（この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください。）、立会

人を必要とする処分の対象範囲に記録命令付差押えが加えられています。

(注2) 上記の「住居の所有者等」とは、臨検等をする住宅、邸宅、建造物その他の場所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含みます。）又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者をいいます（通法142①）。

(注3) 現行犯又は準現行犯事件を調査するために臨検等（現行犯又は準現行犯事件に係る臨検等の詳細については、前述「4 現行犯事件に係る臨検等の規定の整備」をご参照ください。）を行う場合において急速を要するときは、上記の立会いは要しないこととされています（通法142③）。

(注4) 女子の身体について搜索をするとき（急速を要する場合は除かれます。）は、成年の女子を立ち合わせなければならないこととされており（通法142④）、この女子の立会いについては、従前の規定（旧国犯法6③）から内容の変更はありません。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

8 領置目録等の謄本交付等の整備

(1) 改正前の制度の概要

収税官吏が領置又は差押えをしたときは、その目録を作成しなければならないこととされており、領置物件又は差押物件の所有者等は、その目録の謄本を請求することができることとされていました（旧国犯法7①）。また、領置物件又は差押物件を官公署に送致する場合には、その所持者に領置目録又は差押目録の謄本を交付しなければならないこととされていました（旧国犯規4）。

(注) 作成する目録には、領置又は差押えをした物件の品名及び数量(帳簿・書類の名称及び箇數)、その日時及び場所並びに物件の所持者の氏名及び住所又は居所を記載することとされています(旧国犯規3)。

他方、関税法に基づく犯則調査においては、領置又は差押えに当たり、その目録を作成し、所有者等に対してその謄本を交付しなければならないこととされています(関税法132)。

(参考1) 関税法(昭和29年法律第61号)(抄)

(領置目録又は差押目録)

第132条 税関職員は、領置又は差押をしたときは、その目録を作り、領置物件又は差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代るべき者にその謄本を交付しなければならない。

(参考2) 関税法施行令(昭和29年政令第150号)

(抄)

(領置目録又は差押目録の記載事項)

第96条 法第132条(領置目録又は差押目録)の規定により作成する領置目録又は差押目録には、領置又は差押をした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに当該物件の所持者の住所又は居所及び氏名を記載しなければならない。

(2) 改正の内容

これまでの国税犯則調査にあつては、領置目録等の謄本交付手続について、運用上は領置物件等を官公署に送致する場合に限ることなく、所有者等の請求がない場合であっても、目録の謄本を交付することとされているところですが、関税法第132条のような根拠となる明文の規定を欠いている状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、国税犯則調査における具体的な手続を法令上明確化する観点から、国税犯則調査について、関税法第132条の規定にならい、所有者等の請求がない場合であっても、領置目録等の謄本を交付することとされました。

具体的には、当該職員は、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その目録を作成し、所有者等にその謄本を交付しなければならないこととされました(通法143)。

(注1) 上記の「記録命令付差押え」とは、電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえることをいいます(通法132①)。今回の改正において、記録命令付差押えが整備されたことに伴い(この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください)、目録の謄本交付手続の対象範囲に記録命令付差押えが加えられています。

(注2) 上記の「所有者等」とは、領置、差押え又は記録命令付差押えをした物件の所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代わるべき者をいいます(通法143)。なお、この保管者には、今回の改正において、電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法が整備されたことに伴い(この改正の詳細については、前述Ⅱの「4 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備」をご参照ください)、電磁的記録を他の記録媒体に複写等した上でその記録媒体を差し押さえた場合におけるその差押えを受けた者を含むこととされています。

(注3) 作成する目録には、領置、差押え又は記録命令付差押えをした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに物件の所持者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならないこととされています(通令47)。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され(改正法附則1五ニ)、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

9 領置物件等の腐敗等がある場合の手続の整備

(1) 改正前の制度の概要

これまでの国税犯則調査における領置物件等の保管等の手続については、次のとおりとされてきました。

① 領置物件又は差押物件の保管

領置物件又は差押物件については、その所有者や所持者等に、保管証を徴した上で保管させることができるとされており（旧国犯法7②）、官公署に保管をさせた場合には、その旨を領置又は差押え当時の所持者に通知することとされてきました（旧国犯規5）。

② 領置物件又は差押物件の公売

国税庁長官、国税局長又は税務署長は、領置物件又は差押物件について腐敗等のおそれがあるときは、これを公売に付すことができることとされており（旧国犯法7③）、これらの物件を公売する場合には、物件の品名及び数量、公売の日時、場所及び事由その他必要な事項を公告することとされてきました（旧国犯規6）。また、領置物件又は差押物件の公売をしたときは、その代金を供託するとともに（旧国犯法7③）、その旨を領置又は差押え当時の所持者に通知することとされてきました（旧国犯規7）。

③ 収税官吏による買受の禁止

収税官吏は、直接であると間接であるとを問わず、領置物件、差押物件又は没収物件を買い受けることができないこととされてきました（旧国犯規13）。

他方、関税法に基づく犯則調査においては、上記の国税犯則調査と同様の領置物件等の保管等の手続が定められているほか（関税法133）、公告事項の細目その他具体的な公売手続も定められています（関税令72、97等）。また、国税徴収手続においても、公告事項の細目その他具体的な公売手続が定められているところ（徴法第5章第3節第2款）。

(参考1) 関税法（昭和29年法律第61号）（抄）

（領置物件又は差押物件の処置）

第133条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他税関職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

2 税関長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質の虞があるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を保管することができる。

3 省 略

(参考2) 関税法施行令（昭和29年政令第150号）

（抄）

（公売の公告）

第72条 法第84条第1項（収容貨物の公売）の規定による公告には、公売に付そうとする貨物の記号、番号、品名及び数量、公売の日時、場所、方法及び事由、履行の期限、保証金に関する事項その他税関長が必要と認める事項を記載しなければならない。

2 省 略

（領置物件又は差押物件の保管）

第97条 省 略

2 税関職員は、領置物件又は差押物件を法第133条第1項（領置物件又は差押物件の処置）の規定によりその所有者その他税関職員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置又は差押の際におけるこれらの物件の所持者に通知しなければならない。

（収容された貨物の公売等についての規定の準用）

第98条 第72条から第78条までの規定は、領置物件又は差押物件を法第133条第2項（領置物件又は差押物件の処置）の規定により公売に付し、又は同条第3項におい

て準用する法第84条第3項（収容貨物の随意契約による売却）の規定により随意契約により売却する場合について準用する。この場合において、第72条第2項ただし書中「法第84条第2項の規定に該当し、若しくは不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認められる」とあるのは、「その性質上急速に売却することを要する」と読み替えるものとする。

(参考3) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）

（抄）

（買受人の制限）

第92条 滞納者は、換価の目的となつた自己の財産（第24条第3項（譲渡担保財産に対する執行）の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。）を、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となつた財産について、また同様とする。

（公売公告）

第95条 税務署長は、差押財産を公売に付するときは、公売の日の少なくとも10日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、公売に付する財産（以下「公売財産」という。）が不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めるときは、この期間を短縮することができる。

- 一 公売財産の名称、数量、性質及び所在
- 二 公売の方法
- 三 公売の日時及び場所
- 四 売却決定の日時及び場所
- 五 公売保証金を提供させるときは、その金額
- 六 買受代金の納付の期限
- 七 公売財産の買受人について一定の資

格その他の要件を必要とするときは、その旨

八 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出るべき旨

九 前各号に掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項

2 省 略

(2) 改正の内容

これまでの国税犯則調査にあつては、関税法及び国税徴収法に基づく領置物件等に係る上記(1)と同様の具体的な公売手続について、運用上は実施されているところですが、関税法施行令第72条及び国税徴収法第95条等のような根拠となる明文の規定を欠いている状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、国税犯則調査における具体的な手続を法令上明確化する観点から、国税犯則調査について、関税法施行令第72条及び国税徴収法第95条等の規定にならい、領置物件又は差押物件に係る具体的な公売手続に係る規定が整備（現代語化を含みます。）されました。

具体的には、領置物件等の保管等の手続について、次のとおり整備が行われました。

① 領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の保管

運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件については、その所有者又は所持者その他当該職員が適当と認める者に、その承諾を得て保管証を徴した上で保管させることができるとし（通法144①）、所有者その他当該職員が適当と認める者に保管をさせた場合には、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際の所持者に通知することとされました（通令48①）。

（注） 今回の改正において、電磁的記録の保管

者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえることができる「記録命令付差押え」（通法132①）が整備されたことに伴い（この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください）、領置物件等の保管手続の対象範囲に記録命令付差押物件が加えられています。

② 領置物件又は差押物件の公売

国税庁長官、国税局長又は税務署長は、領置物件又は差押物件が腐敗若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、公告した後これを公売に付すことができることとされ（通法144②）、これらの物件を公売に付す場合には、公売に付そうとする領置物件又は差押物件の品名及び数量、公売の日時、場所、方法及び事由、買受代金の納付の期限、保証金に関する事項その他公売に関し必要な事項を公告することとされました（通令48②）。また、領置物件又は差押物件の公売をしたときは、その代金を供託するとともに（通法144②）、その旨を供託に係る領置物件又は差押物件の知っている所有者、所持者その他の利害関係者に通知することとされたほか（通令48⑤）、公売の具体的手続については、その性質に反しない限り、国税徴収手続における公売の規定（徴法第5章第3節第2款）を準用することとされました（通令48③）。

（注） 国税徴収手続における公売の通知（徴法96）については、滞納者に対しては、最後の納付の機会を与えるために公告事項を通知するものであり、滞納者が滞納国税を完納した場合には、公売手続は中止されます（徴法117）。他方、国税犯則調査における領置物件又は差押物件の公売については、領置物件又は差押物件が腐敗若しくは変質した場合又は腐敗若しくは変質のおそれがある場合において、これらの物件に係る経済上の損失を防止する等の観点から行われる

ものであることから、こうした国税徴収手続における公売の通知に係る規定については、国税犯則調査における公売手続への準用範囲から除外されています（通令48③）。

③ 当該職員及び領置物件又は差押物件の所有者による買受の禁止

公売に付される領置物件又は差押物件については、当該職員及びその所有者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができないこととされました（通令48④）。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

10 領置物件等を還付できない場合の手続の整備

(1) 改正前の制度の概要

領置物件又は差押物件について、留置の必要がなくなったときは還付しなければならないこととされていました（旧国犯法7④）。

他方、関税法に基づく犯則調査においては、上記の国税犯則調査と同様の領置物件等の還付手続のほか（関税法134①）、領置物件等の返還を受けるべき者の住所が不明等の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告した上で、その公告の日から6月を経過しても還付請求がないときは、これらの物件は国庫に帰属することとされています（関税法134②③、関税令100）。

（参考1） 関税法（昭和29年法律第61号）（抄）

（領置物件又は差押物件の返還等）

第134条 税関長は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

2 税関長は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは

居所がわからないため、又はその他の事由に因りこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならぬ。

3 前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から6月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

4～7 省 略

(参考2) 関税法施行令(昭和29年政令第150号)

(抄)

(返還の公告)

第100条 法第134条第2項(領置物件又は差押物件の返還の公告)の規定による公告には、領置物件又は差押物件の品名及び数量、領置又は差押の年月日及び場所、これらの物件の所持者の住所又は居所及び氏名並びに公告の日から6月を経過しても還付の請求がないときはこれらの物件は国庫に帰属する旨を記載しなければならない。

(2) 改正の内容

これまでの国税犯則調査にあつては、返還を受けるべき者の住所が不明等の場合における領置物件又は差押物件の処理方法について定めがなく、還付できない物件が国税当局に滞留している状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、長期にわたる物件の保管等に係る負担及び物件の不慮の破損・紛失リスクを解消する観点から、国税犯則調査について、関税法第134条及び関税法施行令第100条の規定にならい、領置物件等を還付できない場合の手續に係る規定が整備(現代語化を含みます。)されました。

具体的には、当該職員は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、留置の必要がなくなったときは還付することに加え(通法145①)、税務署長等(国税庁長官、国税局長又は税務署長をいいます。)は、これらの物件

の返還を受けるべき者の住所が不明等の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告した上で(通法145②)、その公告の日から6月を経過しても還付請求がないときは、これらの物件は国庫に帰属することとされました(通法145③)。

(注1) 今回の改正において、電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえることができる「記録命令付差押え」(通法132①)が整備されたことに伴い(この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください。)、領置物件等の還付手續の対象範囲に記録命令付差押物件が加えられています。

(注2) 上記の「留置の必要がなくなったとき」とは、領置物件等が、証拠として用いることができない、又は用いる必要のないもの及び没収ができない、又は没収の必要がないものとなったときをいい、この要件については、従前の規定(旧国犯法7④)から内容の変更はありません。

また、上記の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件を還付することができない場合の公告は、①領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件を還付することができない旨、②還付する物件の品名及び数量、③領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所、④還付する物件の所持者の氏名及び住所又は居所並びに⑤公告の日から6月を経過しても還付の請求がないときは還付する物件は国庫に帰属する旨についてすることとされました(通令49)。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され(改正法附則1五ニ)、同日以後に行う国税犯則調査手續について適用されることとなります。

11 鑑定、通訳又は翻訳の嘱託の整備

(1) 改正の内容

関税法に基づく犯則調査においては、犯則事件の調査のため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件等についての鑑定を嘱託することができ（関税法132の2①）、鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとされています（関税法132の2②）。また、刑事訴訟法に基づく犯罪捜査においては、鑑定のほか、通訳又は翻訳を嘱託することができることとされています（刑事訴訟法223①）。これまでの国税犯則調査にあつては、こうした鑑定、通訳又は翻訳の嘱託について、解釈上当然に認められる行為と解されることから運用上は実施されているところですが、関税法第132条の2第1項及び刑事訴訟法第223条第1項のような根拠となる明文の規定を欠いている状況となっていました。

（参考1） 関税法（昭和29年法律第61号）（抄）

（鑑定の嘱託）

第132条の2 税関職員は、犯則事件を調査するため特に必要があるときは、学識経験を有する者に差押物件又は領置物件についての鑑定を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者（第4項及び第5項において「鑑定人」という。）は、前項の税関職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、税関職員からこれをしなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の

年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。この場合においては、第121条第4項後段（臨検、捜索又は差押）の規定を準用する。

5 鑑定人は、第2項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

（参考2） 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

（抄）

第223条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

② 省 略

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、国税犯則調査における具体的な手続を法令上明確化する観点から、国税犯則調査について、関税法第132条の2第1項及び刑事訴訟法第223条第1項の規定にならぬ、鑑定、通訳又は翻訳を嘱託することができることとするとともに、鑑定の嘱託を行った場合、鑑定の嘱託を受けた者（以下「鑑定人」といいます。）において、対象物件の分析のための消費等が必要となる場合もあるため、適時・的確な証拠収集を可能とする観点から、関税法第132条の2第2項ないし第5項の規定にならぬ、許可状に基づく破壊処分に係る規定が整備されました。

具体的には、当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができることとされました（通法147①）。また、鑑定人は、裁判官の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとされました（通法147②）。

なお、上記の破壊処分に係る許可状の請求は当該職員が裁判官に対して行い（通法147③）、裁判官が請求を相当と認めるときは、自己の記

名押印した許可状が当該職員に交付され（通法147④）、鑑定人が破壊処分を受ける者に対して許可状を示すこととされています（通法147⑤）。

（注1） 上記の「破壊」については、領置物件又は差押物件の成分分析等を行う際に、微量を採取した上でそれを消費することも含まれます。

（注2） 上記の当該職員が行う「破壊処分に係る許可状の請求」は、次の①から⑦までの事項を記載した書面ですることとされ（通令50）、また、裁判官が交付する「許可状」には、次の①から⑦まで（⑧⑨⑩を除きます。）の事項を記載することとされています（通法147④）。

- ① 犯則嫌疑者の氏名（法人の場合には名称）
- ② 罪名
- ③ 犯則事実の要旨
- ④ 破壊すべき物件
- ⑤ 鑑定人の氏名
- ⑥ 鑑定人の職業
- ⑦ 請求者の官職氏名
- ⑧ 許可状が7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- ⑨ 有効期間
- ⑩ 有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨
- ⑪ 交付の年月日
- ⑫ 裁判所名

(2) 適用関係

上記(1)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

12 臨検等の夜間執行の整備

(1) 改正前の制度の概要

臨検、搜索又は差押えについては、原則とし

て、日没から日出までの間は、することができないこととされていました（旧国犯法8①本文）。

他方、関税法に基づく犯則調査においては、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載を得ることで、日没から日出までの間においても臨検、搜索及び差押えを開始できることとされています（関税法124①）。

（参考） 関税法（昭和29年法律第61号）（抄）

（臨検、搜索又は差押の夜間執行の制限）

第124条 臨検、搜索又は差押は、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。但し、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合及び前条の規定により処分をする場合は、この限りでない。

2 日没前に開始した臨検、搜索又は差押は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(2) 改正の内容

これまでの国税犯則調査にあつては、関税法第124条第1項のような規定を欠いており、日没から日出までの間は臨検等を開始することができないことから、日没前に新たに臨検等を実施すべき箇所を把握したものの許可状執行が日没までに間に合わない場合や日没後に新たに臨検等を実施すべき箇所が把握された場合等は、翌日の日出まで臨検等の開始を待たざるを得ない事例もある状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、適時・的確な証拠収集を可能とする観点から、国税犯則調査について、関税法第124条の規定にならい、臨検等の夜間執行に係る制限を緩和するよう整備（現代語化を含みます。）されました。

具体的には、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えについては、一定の場合を除き、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載

がない場合には、日没から日出までの間に実施してはならないこととされました（通法148①本文）。これにより、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がある場合には、日没後においても臨検等を開始することができることとなります。

（注1） 上記の「記録命令付差押え」とは、電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえることをいいます（通法132①）。今回の改正において、記録命令付差押えが整備されたことに伴い（この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください。）、臨検等の夜間執行の対象範囲に記録命令付差押えが加えられています。

（注2） 上記の「一定の場合」とは、①現行犯又は準現行犯事件を調査するために臨検等（現行犯又は準現行犯事件に係る臨検等の詳細については、前述「4 現行犯事件に係る臨検等の規定の整備」をご参照ください。）を行う場合、②課税貨物に課される消費税、酒税及び石油ガス税について旅館等の夜間でも公衆の出入りすることができる場所において臨検等を行う場合、③日没までに開始した臨検等について日没後も継続して行う場合とされており（通法148①ただし書・②、通令51）、これらの範囲については、従前の規定（旧国犯法8①ただし書・②③、旧国犯規7ノ2）から内容の変更はありません。

（3）適用関係

上記（2）の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

13 執行を中止する場合の処分の整備

（1）改正の内容

刑事訴訟法に基づく犯罪捜査においては、捜索等の執行を中止する場合には、再開までの間の妨害を排除する観点から、必要に応じて執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができることとされています（刑事訴訟法118、222①）。これまでの国税犯則調査にあっては、こうした執行を中止する場合の処分について、解釈上当然に認められる行為と解されているところですが、刑事訴訟法第118条及び第222条第1項のような根拠となる明文の規定を欠いている状況となっていました。

（参考） 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）（抄）

第118条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第222条 第99条第1項、第100条、第102条から第105条まで、第110条から第112条まで、第114条、第115条及び第118条から第124条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条、第220条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第110条、第111条の2、第112条、第114条、第118条、第129条、第131条及び第137条から第140条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条又は第220条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第122条から第124条までに規定する処分をすることができない。

②～⑦ 省 略

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、国税犯則調査における具体的な手続を法令上明確化する観点から、国税犯則調査について、刑事訴訟法第118条及び第222条第1項の規定にない、捜索等の執行を中止する場合の手続に係る規定が整備されました。

具体的には、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができることとされました（通法150）。

（注）上記の「記録命令付差押え」とは、電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえることをいいます（通法132①）。今回の改正において、記録命令付差押えが整備されたことに伴い（この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください。）、場所の閉鎖等に係る執行の対象範囲に記録命令付差押えが含まれているものです。

（2）適用関係

上記(1)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

14 捜索証明書の交付の整備

（1）改正の内容

刑事訴訟法に基づく犯罪捜査においては、捜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書（捜索証明書）を交付しなければならないこととされています（刑事訴訟法119、222①）。こうした捜索証明書の交付は、被捜索者の利益を図るものですが、これまでの国税犯則調査にあっては、刑事訴訟法第119条及び第222条第1項のような規定を欠いており、捜索証明書の交付が行われていない状況となっていました。

（参考）刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）（抄）

第119条 捜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第222条 第99条第1項、第100条、第102条から第105条まで、第110条から第112条まで、第114条、第115条及び第118条から第124条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条、第220条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第110条、第111条の2、第112条、第114条、第118条、第129条、第131条及び第137条から第140条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条又は第220条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第122条から第124条までに規定する処分をすることができない。

②～⑦ 省略

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、国税犯則調査について、刑事訴訟法第119条及び第222条第1項の規定にならい、捜索証明書の交付に係る規定が整備されました。

具体的には、捜索をした場合において証拠物又は没収すべき物件がないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書（捜索証明書）を交付しなければならないこととされました（通法151）。

（注）上記の「捜索を受けた者」とは、人の身体については捜索を受けた本人、物又は場所についてはその物又は場所を現実に支配している者及び事実上の排他的な管理者をいいます。

（2）適用関係

上記(1)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

15 調書の作成手続の整備

（1）改正前の制度の概要

収税官吏は、質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをしたときは、そのてん末書（調書）を作成し、立会人又は質問を受けた者に示

した上でともに署名押印（相手方が署名押印をしないとき又は署名押印ができないときはその旨を付記）することとされていきました（旧国犯法10）。また、このてん末書（調書）には、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えの事実、日時及び場所並びに答弁の要領を記載することとされていきました（旧国犯規8）。

他方、刑事訴訟法に基づく犯罪捜査においては、被疑者の供述を調書に録取することができ、また、その調書については、被疑者に閲覧又は読み聞かせて誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を記載することとされています（刑事訴訟法198③④）。

（参考） 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）（抄）

第198条 省 略

② 省 略

③ 被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。

④ 前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

⑤ 省 略

(2) 改正の内容

これまでの国税犯則調査にあっては、刑事訴訟法に基づく供述に係る調書の上記(1)と同様の具体的な作成手続について、運用上は実施されているところですが、刑事訴訟法第198条第3項及び第4項のような根拠となる明文の規定を欠いている状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、国税犯則調査における具体的な手続を法令上明確化する観点から、国税犯則調査について、刑事訴訟法第198条第3項及び第4項の規定にない、質問に係る調書の具体的な作成手続に係る規定が整備（現代語化を含みます。）されました。

具体的には、当該職員は、質問をしたときは、

その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧又は読み聞かせて誤りがないかどうかを問い、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載した上でともに署名押印（質問を受けた者が署名押印しないとき又は署名押印ができないときはその旨を付記）することとされました（通法152①）。また、検査又は領置にあっては、その調書を作成し、これに署名押印することとされ（通法152②）、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えにあっては、その調書を作成し、立会人に示した上でともに署名押印（立会人が署名押印しないとき又は署名押印ができないときはその旨を付記）することとされました（通法152③）。

なお、これらの調書には、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所（質問の調書にあっては答弁の要領及び申立てに係る陳述を含みます。）を、それぞれ記載することとされました（通令52）。

（注） 上記の「記録命令付差押え」とは、電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえることをいいます（通法132①）。今回の改正において、記録命令付差押えが整備されたことに伴い（この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください。）、調書の作成が必要となる処分の対象範囲に記録命令付差押えが加えられています。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手続について適用されることとなります。

16 管轄区域外における職務執行の整備

(1) 改正前の制度の概要

質問、検査等の職務執行については、所属する国税局又は税務署の管轄区域内に限られてお

り（旧国犯法12①本文）、例外として、既に着手した犯則事件に関連して職務執行が必要となすのほか、急速を要する場合において国税庁長官等から命令を受けたときは、管轄区域外での職務執行ができることとされてきました（旧国犯法12①ただし書）。また、国税局長又は税務署長は、その管轄区域外において犯則事件の調査を必要とするときは、他の国税局長又は税務署長に囑託することができることとされてきました（旧国犯法12②③）。

他方、関税法に基づく犯則調査においては、犯則事件を調査するため必要があるときは、特段の手續を要することなく管轄区域外において職務執行ができることとされており（関税法135）、機動的な犯則調査が可能となっています。（参考） 関税法（昭和29年法律第61号）（抄）

（管轄区域外における職務の執行）

第135条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があると認めるときは、その所属する税関の管轄区域外においてその職務を執行することができる。

(2) 改正の内容

これまでの国税犯則調査における管轄区域外での職務執行にあつては、既に着手した事件に関連するものを除き、急速を要する場合において、事前に国税庁長官等から命令を受けることが要件とされてきましたが、経済取引の広域化に伴い、近年、管轄区域外での職務執行を要する事案が増加しているにもかかわらず、こうした事前手續のために、犯則調査の機動性が損なわれている状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、適時・的確な証拠収集を可能とする観点から、国税犯則調査について、関税法第135条の規定にならい、管轄区域外における職務執行に係る制限を緩和するよう整備（現代語化を含みます。）されました。

具体的には、国税局又は税務署の当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、所

属する国税局又は税務署の管轄区域外において、その職務を執行することができることとされました（通法154①）。また、国税局長又は税務署長は、その管轄区域外において犯則事件の調査を必要とするときは、従前と同様に、他の国税局長又は税務署長に囑託することができることとされています（通法154②③）。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五二）、同日以後に行う国税犯則調査手續について適用されることとなります。

Ⅳ 間接国税に係る犯則調査手續の整備

1 通告処分の対象範囲等の見直し

(1) 改正前の制度の概要

国税に関する犯則事件の処分に係る手續については、課税貨物に課される消費税や酒税などの「間接国税」と所得税や法人税などの「間接国税以外の国税」の別で異なり、その区別に応じた具体的内容については、次のとおりとされてきました。

① 間接国税に関する犯則事件に係る通告処分及び告発

課税貨物に課される消費税や酒税などの間接国税に関する犯則事件については、原則として通告処分を行うこととされ、例外として一定の場合には、検察官に告発を行うこととされてきました（旧国犯法13～17）。

イ 間接国税に関する犯則事件に係る通告処分

i 通告処分に係る手續

国税局長又は税務署長は、間接国税に関する犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金若しくは科料に相当する金額、没収品に該当する物品、徴収金に相当する金額及

び書類の送達並びに差押物件の運搬及び保管に要した費用を指定の場所に納付すべき旨を通告しなければならない（没収品に該当する物品については、納付の申出のみをすべき旨を通告することができる）こととされてきました（旧国犯法14①）。

（注1） 通告処分の前段階の手續として、国税局又は税務署の収税官吏が間接国税に関する犯則事件の調査を終えたときは、その調査の結果を国税局長又は税務署長に報告（国税庁の収税官吏が犯則事件の調査を行った場合には国税局長又は税務署長に通報）しなければならないこととされてきました（旧国犯法13①本文・②本文）。

（注2） 通告処分の方法については、使丁、配達証明郵便等により通告書を送達して行うこととされ、使丁の方法によるときは、その受領証を徴さなければならないこととされてきました（旧国犯規9、10）。

ii 通告処分による公訴時効の中断

通告処分がされたときは、その通告処分に係る犯則事件についての公訴時効が中断することとされてきました（旧国犯法15）。

iii 通告履行の効果等

犯則者は、通告処分を履行した場合には、同一事件について公訴を提起されないこととされてきました（旧国犯法16①）。また、没収品に該当する物品の納付の申出のみをすべき旨の通告処分を履行した場合において、その没収品に該当する物品を所持するときは、公売その他の必要な処分が行われるまでこれを保管する義務を負うとともに、その保管費用は請求できないこととされてきました（旧国犯法16②）。

ロ 通告処分を履行しない場合等における間接国税に関する犯則事件に係る告発

間接国税に関する犯則事件については、次の場合には、検察官に告発することとされてきました。

- i 犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき、犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき、又は証拠隠滅のおそれがあるとき（旧国犯法13①ただし書・②ただし書）
- ii 犯則行為の情状が懲役の刑に処すべきものであるとき、又は通告処分を行ったとしても犯則嫌疑者に通告処分を履行する資力がないと認めるとき（旧国犯法14②）
- iii 犯則者が通告処分を受けた日から20日以内に通告処分を履行しない（20日を経過しても告発前に履行するものは除きます。）とき（旧国犯法17①）
- iv 犯則者の居所が明らかでないため、又は犯則者が書類の受領を拒んだため通告処分をすることができないとき（旧国犯法17②）

② 間接国税以外の国税に関する犯則事件に係る直告発

間接国税以外の国税に関する犯則事件については、調査により犯則があると思料するときは、検察官に告発（上記①ロの通告処分を前提として行う告発と区別するため、以下「直告発」といいます。）しなければならないこととされてきました（旧国犯法12ノ2）。

他方、関税法に基づく犯則事件の処分においては、賦課課税方式による関税に関する犯則事件について上記の間接国税に関する犯則事件の処分と同様の手續が定められているほか（関税法136の2等）、通告書に記載すべき事項の細目（通告を受けるべき者の氏名又は名称及び住所又は居所、犯則についての詳細な事実並びに納付すべき期間及び場所）及び没収に該当する物件を保管させている場合における納付の方法も定められているとともに（関税令101②、102）、

申告納税方式による関税に関する犯則事件については、通告処分の対象から除外されています（関税法137、138）。これは、申告納税方式が適用される輸入貨物についての重加算税制度の導入（関税定率法等の一部を改正する法律（平成17年法律第22号）による改正後の関税法第12条の4）の際、同じ輸入行為について関税ほ脱による通告処分と重加算税の賦課を併せて行うことは制度の複雑化と重複をもたらすことを考慮して措置されたものです。また、刑事訴訟法においては、公訴時効について公訴の提起により時効が停止すること（公訴時効の停止制度）とされているほか（刑事訴訟法254①）、民事訴訟法においては、訴訟費用等の金額を定める処分に明白な誤りがあるときは、その処分を更正することができることとされています（民事訴訟法74①）。

（参考1） 関税法（昭和29年法律第61号）（抄）

（申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発）

第136条の2 税関職員は、申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件（第110条第1項（関税を免れる等の罪）の罪（同項第一号に規定する関税を免れた者に係るものに限るものとし、その罪の実行に着手してこれを遂げない者で同条第3項の規定により同条第1項の例によることとされた者に係るものを含む。）に係る事件に限るものとし、同号に規定する偽りその他不正の行為（同号に規定する関税を免れた者に係るものに限る。）が第111条第1項第二号（許可を受けないで輸出入する等の罪）の罪に当たるものである場合における同号の罪に係る事件を含む。次条において「申告納税方式適用関税に関する犯則事件」という。）の調査により犯則があると思料するときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

（税関職員の報告又は告発）

第137条 税関職員は、犯則事件（申告納税方式適用関税に関する犯則事件を除く。以下同じ。）の調査を終えたときは、調査の結果を税関長に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに検察官に告発しなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき。
- 二 犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき。
- 三 証拠となると認められるものを隠し、又はなくしてしまうおそれがあるとき。

（税関長の通告処分又は告発）

第138条 税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

- 一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。
 - 二 犯則者が通告の旨を履行する資力がないうとき。
- 2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告書の受領を拒んだため、又はその他の事由に因り通告をすることができないときも、また前項但書と同様とする。
- 3 省略
- 4 犯則者は、第1項の通告の旨を履行した場合においては、同一事件について公訴を提起されない。

（通告処分の不履行と告発）

第139条 犯則者が前条第1項の通告を受

けた場合において、20日以内に通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない。但し、20日を過ぎても告発前に履行した場合は、この限りでない。

(参考2) 関税法施行令（昭和29年政令第150号）（抄）

（通告の方法）

第101条 法第138条第1項（税関長の通告処分）の規定による通告は、通告を受けるべき者に使送、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして財務省令で定めるものの方法により通告書を送達して、しなければならない。この場合において、使送の方法によるときは、その受領証を徴さなければならない。

2 前項の通告書には、法第138条第1項に規定する事項の外、通告を受けるべき者の住所又は居所及び氏名又は名称、犯則についての詳細な事実並びに同項の規定により納付すべき期間及び場所を記載しなければならない。

（物件の納付の方法）

第102条 法第138条第1項（税関長の通告処分）に規定する没収に該当する物件が税関職員又は税関職員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合においては、同項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

(参考3) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

（抄）

第254条 時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、

管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。

② 省 略

(参考4) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（抄）

（費用額の確定処分の更正）

第74条 第71条第1項、第72条又は前条第1項の規定による額を定める処分に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその処分を更正することができる。

2・3 省 略

(2) 改正の内容

① 通告処分の対象となる間接国税に関する犯則事件の範囲の見直し

間接国税に関する犯則事件については、酒税法違反行為などが含まれることから、事件の発生件数が極めて多く、通常の刑事手続のみによって処理することは国家及び犯則者双方の手続の煩雑さから見て適当ではない等の事情により、通告処分の制度が設けられてきました。また、間接国税に関する犯則事件には、酒類の無免許製造犯のように、酒税ほ脱犯と秩序犯の二つの性格を有し、申告納税に馴染まない類型も含まれています。

この通告処分については、犯罪に該当する行為のうち軽微なものを行政手続として簡易迅速な方式によって処理することにより、その行為をした者を犯罪者とするのが回避できるという点で現代的な意義も認められるものの、通告処分の対象となる事件の発生件数がかつてと比較して大きく減少している上、その性格が国家と犯則者との私和又は科罰的行政処分などとされていて曖昧であり、さらに、通告処分の対象となる犯則嫌疑者の手続保障が不十分との指摘もなされていました。

他方で、我が国においては、関税を含めた申告納税方式の租税について、加算税を主と

する租税制裁の体系が実効的な制度として既に定着しており、また、重加算税については、通告処分と比較して制裁の内容が明確であるという点において、処分を受ける側の利益もあるものと考えられます。

今回の改正においては、こうした点を踏まえ、関税法第12条の4、第136条の2等の規定にならい、申告納税方式が適用される間接国税について、重加算税制度を導入するとともに（この改正の詳細については後述Ⅴの「2 間接国税に係る重加算税の導入」をご参照ください。）、そのほ脱や不正受還付については、通告処分の対象から除外することにより、通告処分の対象範囲を限定するよう整備（現代語化を含みます。）されました（通法155～158）。

具体的には、通告処分又は告発の対象となる国税に関する犯則事件の範囲について、次のとおり見直しが行われました。

イ 通告処分の対象となる間接国税に関する犯則事件の範囲の見直し

申告納税方式による間接国税に関する犯則事件については、通告処分の対象となる犯則事件の範囲から除外されました。

具体的には、国税局長又は税務署長は、間接国税に関する犯則事件（申告納税方式による間接国税に関する犯則事件を除きます。）の調査により犯則の心証を得たときは、通告処分をしなければならないこととされました（通法157①）。

（注1） 上記の「間接国税」とは、①賦課課税方式が適用される課税貨物に課される消費税、㊸酒税、㊹たばこ税及びたばこ特別税、㊺揮発油税、㊻地方揮発油税、㊼石油ガス税並びに㊽石油石炭税とされており（通令46、た特令5）、この範囲については、従前の規定（旧国犯規1）から内容の変更はありません。

（注2） 通告処分の対象範囲から除外されることとなる上記の「申告納税方式によ

る間接国税に関する犯則事件」は、次の罪に係る事件とされています（通法155二、156①、通令53、改正酒令附則6、た特令5、た法一部改正令（平成27年政令第156号）3、措令46の28、沖特令74の2④）。

④ 偽りその他不正の行為により酒税を免れ、若しくは免れようとした罪又は還付を受け、若しくは受けようとした罪（酒法55①③、改正法附則39②③⑥）

㊸ 偽りその他不正の行為によりたばこ税及びたばこ特別税を免れ、若しくは免れようとした罪又は還付を受け、若しくは受けようとした罪（た法27①③、たばこ特別税法21①③、平成27年改正法附則52④、105①①）

㊹ 偽りその他不正の行為により揮発油税を免れ、若しくは免れようとした罪又は還付を受け、若しくは受けようとした罪（揮法27①③、措法89②②⑦、沖特令74の2③④⑥）

㊺ 偽りその他不正の行為により地方揮発油税を免れ、若しくは免れようとした罪又は還付を受け、若しくは受けようとした罪（地揮法15①③、措法89②②⑦、沖特令74の2③④⑥）

㊻ 偽りその他不正の行為により石油ガス税を免れ、若しくは免れようとした罪又は還付を受け、若しくは受けようとした罪（石ガ法27①③）

㊼ 偽りその他不正の行為により石油石炭税を免れ、若しくは免れようとした罪又は還付を受け、若しくは受けようとした罪（石石法23①③）

㊽ 偽りその他不正の行為により内国消費税額に相当する金額の還付を受けた罪（輸徴法23①）

（注3） 上記の通告処分の対象範囲の見直しに伴い、申告納税方式による間接国税

に関する犯則事件について、通告処分
の前段階の手續である報告又は通報の
対象となる間接国税に関する犯則事件
の範囲から除外されています。具体的
には、国税局又は税務署の当該職員は、
間接国税に関する犯則事件（申告納税
方式による間接国税に関する犯則事件
を除きます。）の調査を終えたときは、
その調査の結果を国税局長又は税務署
長に報告（国税庁の職員が犯則調査を
行った場合には国税局長又は税務署長
に通報）しなければならないこととさ
れました（通法156①本文・②本文）。

ロ 通告処分を履行しない場合等における告
発の対象となる間接国税に関する犯則事件
の範囲の見直し

上記イの見直しに伴い、申告納税方式
による間接国税に関する犯則事件について
は、通告処分を履行しない場合等にお
ける告発の対象となる間接国税に関
する犯則事件の範囲から除外されまし
た。

具体的には、間接国税に関する犯則事
件（申告納税方式による間接国税に関
する犯則事件を除きます。）について
は、次の場合には、検察官に告発する
こととされました（通法156～158）。

- i 犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき、
犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき、
又は証拠隠滅のおそれがあるとき（通法
156①ただし書・②ただし書）
- ii 犯則行為の情状が懲役の刑に処すべき
ものであるとき、又は通告処分を行った
としても犯則者に通告処分を履行する資
力がないと認めるとき（通法157②）
- iii 犯則者が通告処分等（通告処分の更正
を含みます（通告処分の更正の詳細につ
いては、下記③をご参照ください。）。以
下同じです。）を受けた日の翌日から起
算して20日以内に通告処分等を履行しな
い（20日を経過しても告発前に履行する

ものは除きます。）とき（通法158①）

- iv 犯則者の居所が明らかでないため、若
しくは犯則者が通告処分等に係る書類の
受領を拒んだため、又はその他の事由に
より通告処分等を行うことができないと
き（通法158②）

ハ 直告発の対象となる国税に関する犯則事
件の範囲の見直し

上記イの見直しに併せて、申告納税方式
による間接国税に関する犯則事件について、
所得税や法人税などの「間接国税以外の国
税」と同様に、直告発の対象となる犯則事
件の範囲に含めることとされました。

具体的には、当該職員は、間接国税以外
の国税に関する犯則事件及び申告納税方式
による間接国税に関する犯則事件の調査に
より犯則があると思料するときは、検察官
に告発しなければならないこととされまし
た（通法155）。

② 通告処分に係る手續の整備

これまでの通告処分にあっては、通告処分
を受けるべき者の氏名等の細目の通告書への
記載等の手續について、運用上は実施されて
いるところですが、関税法施行令第101条第
2項及び第102条のような根拠となる明文の
規定を欠いている状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏
まえ、通告処分における具体的な手續を法令
上明確化する観点から、通告処分について、
関税法施行令第101条及び第102条の規定にな
らぬ、通告書の記載事項の細目等に係る規定
が整備（現代語化を含みます。）されました。

具体的には、国税局長又は税務署長が通告
処分をするときは、その理由を明示し、罰金
に相当する金額、没収に該当する物件、追徴
金に相当する金額並びに書類の送達や差押物
件又は記録命令付差押物件の運搬・保管に要
した費用を指定の場所に納付すべき旨を書面
により通告する（没収に該当する物件につ
いては、納付の申出のみをすべき旨を通告する

ことができる) こととした上で(通法157①)、通告書には、通告処分^①の理由及び納付すべき旨のほか、通告処分を受けるべき者の氏名(法人の場合には名称)及び住所又は居所、犯則行為についての詳細な事実並びに納付すべき期間及び場所を記載しなければならないこととされました(通令54②)。また、没収に該当する物件が当該職員又は当該職員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合には、没収に該当する物件を納付する旨の申出書を提出することで納付を履行することができることとされました(通令54④)。

(注1) 今回の改正において、電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえることができる「記録命令付差押え」(通法132①)が整備されたことに伴い(この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください)、運搬及び保管に要した費用の対象となる物件の範囲に記録命令付差押物件が加えられています。

(注2) 間接国税に設けられていた「科料」については、その実効性の観点等から平成22年度税制改正により全て廃止され、施行日前にされた違反行為については従前どおりとすることとされましたが、その施行日(平成22年6月1日)から7年以上が経過し、今後は新たに科料が科されることもないことを踏まえ、今回の改正において、通告により納付すべき金額の範囲から「科料に相当する金額」が除外されています。

(注3) 上記の「納付の申出のみをすべき旨の通告」については、没収に該当する物件が既に領置又は差押えがされている場合又は物件の運搬等に著しく費用を要し、若しくは物件が運搬に適さないものである場合等において、現実の納付に代えて

納付の申出のみを行うべき旨を通告するものです。

(注4) 通告処分の方法については、通告を受けるべき者に使送、配達証明郵便又は財務省令で定める方法により通告書を送達して行うこととされ、使送の方法による場合は、その受領証を徴さなければならないこととされています(通令54①)。この通告処分の方法については、従前の規定(旧国犯規9、10)から内容の変更はありません。

③ 通告処分の更正手続の整備

これまでの通告処分^①にあつては、同一事件につき重複してなされた通告のように行政処分として当然無効となるべき重大かつ明白な瑕疵がある場合でも、刑事訴訟において争うしか是正の手段がなく、犯則行為者に過大な負担を課し、ひいては不当な通告処分の履行を強いることになるのではないかとの懸念があつたところです。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、民事訴訟法第74条第1項の規定にない、通告処分について、職権で更正する権限を付与する是正手段の整備が行われました。

具体的には、通告処分に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、国税局長又は税務署長は、犯則者が通告処分を履行し、又は通告処分の不履行等による告発を行うまでの間、職権で通告処分を更正することができることとされました(通法157③)。

(注) 通告処分を更正する場合における書面の記載事項については、通告書に係る上記②の記載事項に加え、更正の内容及び理由を記載することとされています(通令54③)。

④ 公訴時効の中断制度の見直し

これまでの通告処分^①にあつては、通告処分により公訴時効は中断することとされていましたが、時効の停止制度を採用する刑事訴訟法と異なる時効制度を維持する必要性は認め

られないことから、公訴時効の中断制度に代えて、刑事訴訟法第254条第1項の規定にならない、公訴時効の停止制度とするよう整備（現代語化を含みます。）されました。

具体的には、通告処分があった場合には、公訴時効はその進行を停止し、犯則者が通告処分を受けた日の翌日から起算して20日を経過した時からその進行を始めることとされました（通法157④）。

⑤ 通告履行の効果等の整備

上記③の通告処分の更正手続きが整備されたことに伴い、その履行により同一事件について公訴を提起されないこととされる通告処分の範囲等に、更正後の通告処分も含むこととするよう整備（現代語化を含みます。）されました。

具体的には、通告履行の効果等について、次のとおり整備されました。

イ 通告履行の効果

犯則者は、通告処分（通告処分の更正を含みます。）を履行した場合には、同一事件について公訴を提起されないこととされました（通法157⑤）。

ロ 納付の申出のみをした場合における没収に該当する物件の処置

犯則者は、没収に該当する物件の納付の申出のみをすべき旨の通告処分（通告処分の更正を含みます。）を履行した場合において、その没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分が行われるまでこれを保管する義務を負うとともに（通法157⑥本文）、その保管費用は請求できないこととされました（通法157⑥ただし書）。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日以後にした違反行為に係る国税（重加算税の適用について従前どおりとされる国税（この適用関係の詳細については、後述Vの「2 間接国税に係る

重加算税の導入」の(3)をご参照ください。)を除きます。)に関する犯則事件の処分について適用し（改正法附則40③）、同日前にした違反行為に係る国税に関する犯則事件及び同日以後にした違反行為に係る国税（重加算税の適用について従前どおりとされる国税に限ります。）に関する犯則事件の処分については、従前どおりとされています（改正法附則42）。

2 告発が訴訟条件であることの明確化

(1) 改正前の制度の概要

告発を行う場合において領置物件又は差押物件があるときは、領置目録又は差押目録と合わせて検察官に引き継ぐ（領置物件又は差押物件を所有者等に保管させている場合には保管証をもって引き継ぎ、その旨を保管者に通知する）とともに（旧国犯法18①②）、検察官に引き継がれた領置物件又は差押物件については、刑事訴訟法の規定により押収されたものとする事とされてきました（旧国犯法18③）。

他方、関税法に基づく犯則調査においては、上記の国税犯則調査と同様の告発に係る手続きが定められているほか（関税法140②～④）、通告処分の対象となる犯則事件について、税関長等の告発が訴訟条件であることとともに、その告発は取り消すことができないこととされています（関税法140①⑤）。

（参考） 関税法（昭和29年法律第61号）（抄）

（検察官への引継）

第140条 犯則事件は、第137条ただし書（税関職員の報告又は告発）の規定による税関職員の告発又は第138条第1項ただし書若しくは第2項（税関長の通告処分又は告発）若しくは前条の規定による税関長の告発をまつて、これを論ずる。

2 前項の告発又は第136条の2（申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発）の規定による告発は、文書をもつて行い、第131条（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件又は差

押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。

- 3 前項の領置物件又は差押物件が第133条第1項（領置物件又は差押物件の所有者等による保管）の規定による保管に係るものである場合においては、同項の保管証をもって引き継ぐとともに、その旨を同項の保管者に通知しなければならない。
- 4 第2項又は前項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によつて押収されたものとみなす。
- 5 第1項の告発は、取り消すことができない。

(2) 改正の内容

これまでの国税犯則調査にあつては、間接国税に関する犯則事件について、運用上国税局長等の告発が訴訟条件として取り扱われており、これは判例（昭和28年9月24日最高裁第一小法廷判決）においても支持されているところですが、関税法第140条第1項のような根拠となる明文の規定を欠いている状況となっていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、関税法第140条の規定にならい、間接国税に関する犯則事件については、国税局長等の告発が訴訟条件であること等が法令上明確化（現代語化を含みます。）されました。

具体的には、国税に関する犯則事件の告発に係る手続について、次のとおり整備が行われました。

- ① 通告処分の対象となる間接国税に関する犯則事件について、国税局長等の告発が訴訟条件であることとされました（通法159①）。

（注） 上記①及び下記③の「通告処分の対象となる間接国税に関する犯則事件」については、今回の改正において、その範囲から申告納税方式による間接国税に関する犯則事件が除外されています。この改正の詳細については、前述「1 通告処分の対象範囲

等の見直し」の(2)①イをご参照ください。

- ② 国税に関する犯則事件の告発は、書面をもって行うこととされ、当該職員が作成した調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録と合わせて検察官に引き継ぐ（領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件を所有者等に保管させている場合には保管証をもって引き継ぎ、その旨を保管者に通知する）とともに（通法159②③）、検察官に引き継がれた領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件については、刑事訴訟法の規定により押収されたものとする事とされました（通法159④）。

（注） 今回の改正において、電磁的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえることができる「記録命令付差押え」（通法132①）が整備されたことに伴い（この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください。）、検察官に引き継ぐ物件の対象範囲に記録命令付差押物件が加えられています。

- ③ 通告処分の対象となる間接国税に関する犯則事件の告発は、取り消すことができないこととされました（通法159⑤）。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日以後にした違反行為に係る国税（重加算税の適用について従前どおりとされる国税（この適用関係の詳細については、後述Ⅴの「2 間接国税に係る重加算税の導入」の(3)をご参照ください。）を除きます。）に関する犯則事件の処分について適用し（改正法附則40③）、同日前にした違反行為に係る国税に関する犯則事件及び同日以後にした違反行為に係る国税（重加算税の適用について従前どおりとされる国税に限ります。）に関する犯則事件の処分については、従前どおりとされています（改正法附則42）。

3 犯則の心証を得ない場合の手続の整備

(1) 改正前の制度の概要

国税局長又は税務署長は、間接国税に関する犯則事件の調査により犯則の心証を得ない場合には、その旨を犯則嫌疑者に通知するとともに、物件の差押えがあるときは、その解除を命ずることとされてきました（旧国犯法19）。

(注) 犯則の心証を得ない旨を通知する場合において、領置物件等の公売代金を供託しているときは、供託書の正本に供託金を受け取るべき事由を証する書面を添付の上、領置又は差押え当時の所持者に交付することとされてきました（旧国犯規11）。

(2) 改正の内容

これまでの間接国税に関する犯則事件の調査にあつては、犯則の心証を得ない場合における物件に係る解除命令について、物件の「差押え」のみが対象とされてきましたが、犯則嫌疑者が任意に提出した物件の占有を取得する「領置」についても、占有取得後は犯則嫌疑者からの還付請求は拒否され得る点において差押えと差異がないことから、解除命令の対象範囲に加えられました。

具体的には、国税局長又は税務署長は、通告処分の対象となる間接国税に関する犯則事件の調査により犯則の心証を得ない場合には、その旨を犯則嫌疑者に通知するとともに（通法160前段）、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えがあるときは、その解除を命じなければならないこととされました（通法160後段）。

(注1) 上記の「通告処分の対象となる間接国税に関する犯則事件」については、今回の改正において、その範囲から申告納税方式による間接国税に関する犯則事件が除外されています。この改正の詳細については、前述「1 通告処分の対象範囲等の見直し」の(2)①イをご参照ください。

(注2) 上記の「記録命令付差押え」とは、電磁

的記録の保管者等に命じて、電磁的記録を記録媒体に記録等させた上で、その記録媒体を差し押さえることをいいます（通法132①）。今回の改正において、記録命令付差押えが整備されたことに伴い（この改正の詳細については、前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」をご参照ください）、解除命令の対象範囲に記録命令付差押えが加えられています。

(注3) 上記の「解除命令」については、国税局長又は税務署長が当該職員に対して行うこととなり、解除命令を受けた当該職員にあつては、留置の必要がないものとして物件の返還を受けるべき者に還付することとなります。還付手続の詳細については、前述Ⅲの「10 領置物件等を還付できない場合の手続の整備」をご参照ください。

(注4) 犯則の心証を得ない旨を通知する場合において、領置物件等の公売代金を供託しているときは、供託書の正本に供託金を受け取るべき事由を証する書面を添付の上、領置又は差押え当時の所持者に交付することとされています（通令55）。この供託書等の交付手続については、従前の規定（旧国犯規11）から内容の変更はありません。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日以後にした違反行為に係る国税（重加算税の適用について従前どおりとされる国税（この適用関係の詳細については、後述Ⅴの「2 間接国税に係る重加算税の導入」の(3)をご参照ください。）を除きます。）に関する犯則事件の処分について適用し（改正法附則40③）、同日前にした違反行為に係る国税に関する犯則事件及び同日以後にした違反行為に係る国税（重加算税の適用について従前どおりとされる国税に限ります。）に関する犯則事件の処分については、従前どおりとされています（改正法附則42）。

V その他の国税犯則調査手続に関する整備

1 法令の現代語化等の整備

(1) 改正前の制度の概要

これまでの国税犯則取締法は、片仮名・文語体表記で規定されていました（旧国犯法）。

(2) 改正の内容

今回の国税犯則調査手続の見直しに当たっては、国民一般にわかりやすい法令とする観点から、前述の「Ⅲ 関税法に基づく犯則調査手続等を踏まえた国税犯則調査手続の整備」及び「Ⅳ 間接国税に係る犯則調査手続の整備」で述べた規定のほか、④臨検、搜索又は差押え等の際しての必要な処分に係る規定（旧国犯法3ノ2）、㊦警察官の援助に係る規定（旧国犯法5）、㊧処分中の出入りの禁止に係る規定（旧国犯法9）及び㊨調査の管轄及び引継ぎに係る規定（旧国犯法11）について、関税法の規定（④関税法127、㊦関税法130、㊧関税法128、㊨同様の規定なし）にならい、平仮名・口語体表記に規定を改める（前述Ⅱの「1 記録命令付差押えの整備」に伴う規定の整備を含みます。）とともに（④通法137、㊦通法141、㊧通法149、㊨通法153）、現代では用いられていない「収税官吏」などの用語について、「当該職員」など適当な用語に置き換える（この改正の詳細については、前述Ⅲの「1 犯則事件に係る任意調査手続の整備」の(2)（注1）をご参照ください。）こととする現代語化（内容の変更はありません。）が行われました。

（注） 上記の国税犯則調査手続に関する規定に併せて、脱税煽動等の罪に係る規定（旧国犯法22）についても、現代語化（内容の変更はありません。）した上で、国税通則法に編入されています（通法126）。

（参考） 関税法（昭和29年法律第61号）（抄）

（臨検、搜索又は差押えの際しての必要な処分）

第127条 税関職員は、臨検、搜索又は差押をするについて必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、差押物件又は領置物件についても、することができる。

（処分中の出入の禁止）

第128条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索若しくは差押をし、又は開示を求める間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出することを禁止することができる。

（警察官等の援助）

第130条 税関職員は、臨検、搜索又は差押をするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行されます（改正法附則1五二）。

2 間接国税に係る重加算税の導入

(1) 改正前の制度の概要

申告納税方式による国税については、納税申告が納税義務を確定させる重要な意義を有することから、その申告の適正性を担保するため、行政制裁として過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の制度が設けられています（通法65、66、68）。これらの各加算税の概要は、次のとおりです。

① 過少申告加算税の概要

期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、納税者に対し、その修正申告又は更正に基づいて納付すべき税額に10%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は15%）の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされています（通法65①②）。

② 無申告加算税の概要

期限後申告書の提出や決定等（以下「期限後申告等」といいます。）があった場合には、納税者に対し、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に15%（納税額が50万円を超える部分は20%）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課すこととされています（通法66①②）。

③ 重加算税の概要

イ 過少申告加算税に代えて課される場合の重加算税

過少申告加算税が課される場合において、納税者がその国税の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽・仮装して納税申告書を提出していたときは、納税者に対し、過少申告加算税に代えて計算の基礎となるべき税額に35%の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課すこととされています（通法68①）。

ロ 無申告加算税に代えて課される場合の重加算税

無申告加算税が課される場合において、納税者がその国税の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽・仮装して法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、納税者に対し、無申告加算税に代えて計算の基礎となるべき税額に40%の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課すこととされています（通法68②）。

ハ 短期間に繰り返して無申告又は隠蔽・仮装が行われた場合の重加算税の加重措置

上記イ及びロの場合において、その修正申告書の提出や期限後申告書の提出等（以下「修正申告等」といいます。）があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について無申告加算税又は重加算税を課されたことがあるときは、その修正申告等に基づき課する重加算税の割合（35%、40%）について、それぞれその割

合に10%加算することとされています（通法68④）。

ニ 酒税等の間接国税に対する重加算税の不適用

酒税等の間接国税については、上記イからハまでの重加算税を適用しないこととされていました（旧通法68⑤）。

（注）上記の「酒税等の間接国税」とは、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税並びに石油石炭税をいいます（旧通法2三、68⑤、たばこ特別税法20①）。

(2) 改正の内容

関税においては、申告納税方式が適用される輸入貨物について、重加算税制度が導入されています（関税法12の4）。関税を含めた申告納税方式の租税については、加算税を主とする租税制裁の体系が実効的な制度として既に定着しており、また、重加算税については、通告処分と比較して制裁の内容が明確であるという点において、処分を受ける納税者側の利益もあるものと考えられます。

（参考） 関税法（昭和29年法律第61号）（抄）

（重加算税）

第12条の4 第12条の2第1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、納税義務者がその関税の課税標準等（第7条第2項（申告）に規定する輸入申告書に記載すべき事項又は第7条の2第1項（申告の特例）に規定する特例申告書に記載すべき事項をいう。以下この条において同じ。）又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告をしていたときは、当該納税義務者に対し、政令

で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

- 2 前条第1項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは同条第6項の規定の適用がある場合又は期限後特例申告書の提出若しくは同条第1項第2号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、納税義務者がその関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき同項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該納税義務者に対し、政令で定めるところにより、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。
- 3 前二項の規定に該当する場合において、前二項の規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前

日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税等を課されたことがあるときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 省 略

今回の改正においては、こうした点を踏まえ、申告納税方式が適用される酒税等の間接国税については、そのほ脱等について通告処分の対象から除外するとともに（この改正の詳細については、前述Ⅳの「1 通告処分の対象範囲等の見直し」をご参照ください。）、関税法第12条の4の規定にならい、重加算税制度が導入されました。

具体的には、酒税等の間接国税について重加算税の適用対象外とする上記(1)③ニの規定（旧通法68⑤）を削除することにより、申告納税方式が適用される酒税等の間接国税については、重加算税の適用対象とすることとされました（通法68①②④）。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用し、同日前に法定申告期限が到来する国税については、従前どおりとされています（改正法附則40②）。

3 間接国税に係る取引先に対する質問検査権の整備

(1) 改正前の制度の概要

間接国税に係る取引先に対する質問検査については、酒税に関する調査にあっては、運搬中の酒類等を検査し、又は酒類等を運搬する者に対してその出所又は到達先を質問することができることとされており（旧通法74の4③）、また、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税（以下

「たばこ税等」といいます。)に関する調査にあつては、運搬中の製造たばこ、揮発油、課税石油ガス又は原油等を検査し、又はこれらを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問することができることとされていました(旧通法74の5一～四、たばこ特別税法19①)。他方、間接国税に係る犯則調査においては、参考人に対して質問検査をすることができることとされており(旧国犯法1①②)、原材料の仕入先や取引金融機関等の関係取引先について質問検査の対象とされているところです。

(2) 改正の内容

これまでの間接国税に係る課税調査においては、経済取引が広域化・複雑化してきている中、質問検査の対象に原材料の仕入先や取引金融機関等の関係取引先が含まれておらず、課税物品等に係る事実の把握に必要な調査を十分に行うことができない状況となっていました。また、今回の国税犯則調査手続の見直しにおいて、申告納税方式の間接国税について、そのほ脱等について通告処分の対象から除外することに併せて、重加算税制度を導入することとされており(この改正の詳細については、前述「2 間接国税に係る重加算税の導入」をご参照ください。)、重加算税の課税要件である「隠蔽・仮装の事実」の有無の確認の観点からは、課税物品等に係る事実の把握に必要な調査が十分に行うことができることが重要となります。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、適正・公平な課税を実現するための税務執行体制の整備の観点から、間接国税に係る課税調査について、取引先に対する質問検査権の整備が行われました。

具体的には、酒税又はたばこ税等の納税義務者等と取引があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができることとされました(通法74の4③、74の5一～四)。これにより、

間接国税に係る課税調査においても、原材料の仕入先や取引金融機関等の関係取引先に対して質問検査を行い、課税物品等に係る事実の把握に必要な十分な調査ができることとなります。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され(改正法附則1五二)、同日以後に行う課税調査手続について適用されることとなります。

4 国税徴収手続における立会いの整備

(1) 改正前の制度の概要

徴収職員が搜索をするときは、搜索を受ける滞納者等を立ち合わせなければならず、これらの者が不在の場合や立会いに応じない場合には、成年者2人以上又は市町村(特別区を含みます。)の職員若しくは警察官を立ち合わせなければならないこととされていました(旧徴法144)。

(注) 上記の「滞納者等」とは、搜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものをいいます(徴法144)。

(2) 改正の内容

今回の国税犯則調査手続の見直しにおいて、臨検等における住居の所有者等を立ち合わせることができない場合の代替的な立会人の範囲に都道府県職員が加えられたこと(この改正の詳細については、前述Ⅲの「7 臨検等における立会いの整備」をご参照ください。)に合わせて、国税徴収法に基づく搜索における代替的立会人の範囲についても同様に、適時・的確な財産調査を可能とする観点から、都道府県職員を加えるよう整備されました。

具体的には、徴収職員が搜索をするときは、搜索を受ける滞納者等を立ち合わせなければならず、これらの者が不在の場合や立会いに応じない場合には、成年者2人以上又は地方公共団体の職員若しくは警察官を立ち合わせなければ

ならないこととされました（徴法144）。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五ホ）、同日以後に行う国税徴収手続について適用されることとなります。

5 犯則事件に係る検査拒否に対する罰則の廃止

(1) 改正前の制度の概要

間接国税に関する犯則事件の調査について、収税官吏の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者に対しては、3万円以下の罰金に処することとされていました（旧国犯法19ノ2）。

他方、関税法においては、関税に関する犯則事件の調査について、税関職員による検査拒否等に対する罰則は設けられていません。

(2) 改正の内容

間接国税に関する犯則事件の調査において、犯則嫌疑者がその所持する物件、帳簿等の内容について当該職員による検査に応じない場合には、裁判官の許可状に基づき臨検等を行うことにより対処することが可能であり、罰則による間接強制は、直接強制の手段を有する犯則調査にはなじまないことから、上記(1)の「犯則事件に係る検査拒否に対する罰則」が廃止されました（旧国犯法19ノ2）。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成30年4月1日から施行され（改正法附則1五ニ）、同日前にされた違反行為に対する罰則の適用については、従前どおりとされています（改正法附則140）。

二 災害等による期限延長制度における延長手続の拡充

1 改正前の制度の概要

税務署長等（国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長をいいます。以下同じです。）は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限（以下単に「期限」といいます。）までにこれらの行為（以下「申告等の行為」といいます。）をすることができないと認めるときは、その理由（以下「災害等の理由」といいます。）のやんだ日から2月以内の範囲において、その期限を延長することができることとされています（通法11）。

(注) 上記の「災害等の理由」とは、①地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑りその他の自然現象の異変による災害及び②火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害のほか、③申告等をする者の重傷病その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実をい

い、資金不足又はその者の責めにより納付等ができないと認められる事実を含まないこととされていました（旧通基通（徴）11-1）。

上記の期限延長の手続については、「地域指定」及び「個別指定」の類型があり、具体的には次のとおりとされていました（旧通令3）。

(1) 地域指定

都道府県の全部又は一部にわたり、期限までに申告等の行為をすることができないと認められる場合には、国税庁長官が告示により、その地域及び期日を指定してその期限を延長するものであり、下記(2)の「個別指定」と異なり、申告等の行為をすることができないと認められる者による申請は要しないこととされています。

(2) 個別指定

上記(1)の「地域指定」による期限延長の適用がある場合を除き、期限までに申告等の行為をすることができないと認められる場合には、申

告等の行為をすべき者の申請により、税務署長等が期日を指定してその期限を延長するものです。

(注) 上記(1)の「地域指定」による指定期日においても、なお申告等の行為をすることができないと認められるときは、災害等の理由のやんだ日から2月以内の範囲において、上記(2)の「個別指定」により再延長ができることとされてきました(旧通基通(徴)11-3)。

2 改正の内容

近年、国税電子申告・納税システム(以下「e-Tax」といいます。)の利用率が増加してきたところ、申告期限間際にe-Taxにシステム障害が生じた場合、申告期限までに多数の納税者がe-Taxを使用して申告ができなくなるおそれがあります。このような場合、これまでの期限延長制度における延長手続にあっては、①これらの納税者は必ずしも特定の地域に集中していないため、上記1(1)の「地域指定」による対応は適当でなく、また、②上記1(2)の「個別指定」による対応についても、多くの納税者に個別の申請をそれぞれ求めることは適当ではないと考えられます。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、災害等の理由により申告等を行うことができなくなる納税者の態様に応じて迅速・的確に対応する観点から、期限延長手続を拡充し、期限を延長する対象者の範囲を指定することにより期限延長を行う類型が設けられました。

具体的には、国税庁長官は、災害等の理由により、申告等の行為をすべき者であって期限までに特定の税目に係る申告等の行為をすることができないと認める者(以下「対象者」といいます。)

が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定(以下「対象者指定」といいます。)してその期限を延長することができることとされました(通令3②)。これにより、期限間際にe-Taxが使用不能となるなどの事象が発生した場合において、国税庁長官が告示により期限を延長する対象者の範囲及び期日を指定することにより、対象者から個別の申請を求めることなく、期限を延長することができることとなります。

(注1) 今回の改正において、上記の「対象者指定」による期限延長手続が拡充されたことに伴い、「災害等の理由」の範囲について、「申告等に用いる電子情報処理組織で国税庁が運用するものの期限間際の使用不能」が含まれることが明確化されています(通基通(徴)11-1(3))。

(注2) 上記の「対象者」については、上記1(1)の「地域指定」による期限延長の適用を受けている者は除くこととされ(通令3②)、地域指定による指定期日到来後においては、上記の「対象者指定」による期限延長が適用されます(通基通(徴)11-4)。また、上記の「対象者指定」による指定期日においても、なお申告等の行為をすることができないと認められる場合には、災害等の理由のやんだ日から2月以内の範囲において、上記1(2)の「個別指定」により再延長ができることとされています(通基通(徴)11-3)。

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年4月1日以後に災害等の理由が生じた場合について適用されます(改正通令附則2)。

三 口座振替納付に係る納付情報の提供等の電子化

1 改正前の制度の概要

(1) 口座振替納付

国税の納付手続として、納税者が指定した金

融機関の預貯金口座から振替により納付する方法(以下「口座振替納付」といいます。)が設けられています(旧通法34の2)。この口座振替納付の仕組みは、納税者の依頼に基づき、国

税の納期限が到来する都度、税務署長が金融機関へ納税額を記載した「納付書」を送付し、送付を受けた金融機関が納税者に代わって、日本銀行(歳入代理店を含みます。以下同じです。)へ納付を行うものです。

(2) 国税の納付手続

国税の納付手続については、原則として、納税額に相当する金銭に「納付書」を添えて行うこととされており(旧通法34①本文)、上記(1)の口座振替納付を委託された金融機関においても、日本銀行へ「納付書」を添えて納付を行っていました。なお、納付書を添付して行う納付手続の例外として、あらかじめ税務署長に届け出た上で、インターネットバンキング等を利用して電子納付の方法により納付を行うことができることとされていました(旧通法34①ただし書、旧国税オンライン化省令7①)。

2 改正の内容

これまでの口座振替納付にあっては、税務署長から金融機関への納付情報の提供や金融機関から日本銀行への納付手続について、納付書という紙ベースで行われていましたが、口座振替納付の方法による納付件数も相当数あるところ、その納付手続を全て紙ベースで行うことは金融機関、日本銀行及び税務当局の事務において非効率な状況となっていました。

(参考) 平成27年度における口座振替納付の利用状況は、申告所得税及び復興特別所得税(第3期分)において58.8%(納税人員597万人のうち利用人員351万人)、個人事業者の消費税及び地方消費税(確定申告分)において76.6%(納税人員106万人のうち利用人員81万人)となっています(平成27年度 国税庁事務年報)。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、金融機関等における口座振替納付に係る事務負担を軽減する観点から、税務署長が納税者からの依頼に基づき金融機関へ提供する口座振替納付に必

要な納付の情報について、納付書の送付によるほか、納付書記載事項を記録した記録媒体の送付や納付書記載事項に係る電磁的記録の送信といった電子ベースによる提供もできることとされました。

具体的には、口座振替納付に係る納付情報の送付及び納付手続について、次のとおり整備が行われました。

(注) 今回の口座振替納付に係る納付情報の提供等の電子化については、金融機関、日本銀行及び税務当局における事務手続の整備を図るものであり、口座振替納付を利用する納税者の手続について変更となる点はありません。

(1) 口座振替納付に係る納付情報の送付の電子化

税務署長は、口座振替納付に必要な納付情報に係る電子ベースも含めた一定の通知を金融機関に行うことについて、納税者から依頼を受けることができることとされました(通法34の2①)。これにより、税務署長は、金融機関に対して、これまでの納付書の送付に加え、納付情報を記録した記録媒体(DVD-R等)の送付や電磁的記録の送信をすることができるようになります。

(注) 上記の「一定の通知」とは、口座振替納付に必要な納付情報として、国税を納付しようとする者の氏名又は名称、納付しようとする国税に係る税目及び税額その他の納付書に記載すべきこととされている事項(以下「納付書記載事項」といいます。)を金融機関に提供するものであり、具体的には、①納付書記載事項を記載した納付書を送付する方法、②納付書記載事項を記録した記録媒体を送付する方法又は③納付書記載事項に係る電磁的記録を電子情報処理組織を使用して送信する方法により行うこととされています(通規1の4)。

(2) 口座振替納付に係る納付情報の送付の電子化に伴う納付手続の整備

納付書を添えて行う納付手続の例外とされているあらかじめ税務署長に届け出た上で納付す

る方法について、これまでの電子納付の方法のほか、納税者から口座振替納付の依頼（事前届出）を受けた金融機関が納付書記載事項を記録した記録媒体（納付書記載事項に係る電磁的記録を含みます。）を添えて納付する方法が加えられました（通規1の3①―②一）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成30年1月1日以後に納付する国税について適用し、同日前に納付した国税については、従前どおりとされています（改正法附則40①、改正通規附則②）。

四 無限責任社員の第二次納税義務の整備

1 改正前の制度の概要

合名会社又は合資会社が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社にあつては無限責任社員に限ります。）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととされていました（旧徴法33）。

2 改正の内容

無限責任社員の第二次納税義務は、合名会社又は合資会社の債務について無限責任社員が責任を負うという会社法の規定（会社法580①）を前提として、租税債務について会社財産をもって不足すると認められるときは、無限責任社員が二次的にその納税義務を負うこととする制度とされています（徴法33）。税理士法人等の士業法人の社員については、合名会社又は合資会社の社員と同様に、税理士法等の規定に基づき士業法人の債務について無限責任を負うこととされていますが（税理士法48の21①等）、他方、これまでの無限責任社員の第二次納税義務にあつては、その対象となる会社が合名会社又は合資会社に限定されていたことから、士業法人の社員について、第二次納税義務を求めることができないといったことが課題とされていました。

今回の改正においては、こうした課題に対応し、租税債務についても、会社法や税理士法などの法令における法人の債務に係る合名会社等の無限責任社員及び士業法人の無限責任社員の責任と同様

の責任負担とする観点から、無限責任社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、士業法人の社員が加えられました（徴法33）。

（注） 上記の「士業法人」とは、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法人をいいます。なお、監査法人にあつては、④その社員の全部を無限責任社員とする無限責任監査法人又は⑤その社員の全部を有限責任社員とする有限責任監査法人の設立が認められていることから（公認会計士法34の7）、第二次納税義務の対象となる社員は、無限責任監査法人の無限責任社員に限ることとされています。

（参考1） 会社法（平成17年法律第86号）（抄）

（社員の責任）

第580条 社員は、次に掲げる場合には、連帯して、持分会社の債務を弁済する責任を負う。

- 一 当該持分会社の財産をもってその債務を完済することができない場合
- 二 当該持分会社の財産に対する強制執行がその効を奏しなかった場合（社員が、当該持分会社に弁済をする資力があり、かつ、強制執行が容易であることを証明した場合を除く。）

2 省略

（参考2） 税理士法（昭和26年法律第237号）（抄）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

第48条の21 一般社団法人及び一般財団法

人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条並びに会社法第600条、第614条から第619条まで、第621条及び第622条の規定は税理士法人について、同法第580条第1項、第581条、第582条、第585条第1項及び第4項、第586条、第593条、第595条、第596条、第599条、第601条、第605条、第606条、第609条第1項及び第2項、第611条（第1項ただし書を除く。）、第612条並びに第613条の規定は税理士法人の社員について、同法第589条第1項の規定は税理士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第859条から第862条までの規定は税理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第613条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第615条第1項、第617条第1項及び第2項並びに第618条第1項第2号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第617条第3項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（税理士法第2条第1項第2号に規定する電磁的記録をいう。次条第1項第2号において同じ。）」と、同法第859条第2号中「第594条第1項（第598条第2項において準用する場合を含む。）」とあるのは「税理士法第48条の14第1項」と読み替えるものとする。

2～6 省 略

(参考3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）（抄）
（社員の責任）

第30条の15 弁護士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

2 弁護士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が弁護士法人に資

力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4～7 省 略

(参考4) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）
（抄）

（外国法事務弁護士の義務の規定及び弁護士法の準用等）

第50条の13 省 略

2 弁護士法第1条、第21条、第23条の2、第24条、第27条から第29条まで、第30条の7、第30条の9から第30条の11まで、第30条の13から第30条の16まで、第30条の17本文、第30条の18から第30条の20まで及び第30条の22から第30条の30までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同法第21条、第30条の9、第30条の17本文、第30条の26の3及び第30条の27第2項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同法第30条の18第4号及び第30条の20中「社員等」とあるのは「社員又は使用人である外国法事務弁護士」と、同法第30条の22第5号中「第11条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第29条」と、同条第6号中「第57条第1項第2号」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第52条第1項第2号」と、「第13条第1項」とあるのは「同法第30条第2項」と、同法第30条の23第1項第6号中「第56条又は第60条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第51条」と、同法第30条の26第1項中「弁護士で」とあるのは「弁護士又は外国法事務弁護士で」と読み替えるものとする。

3 省 略

(参考5) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）
（抄）

(設立の手續)

第34条の7 監査法人を設立するには、その社員になろうとする者が、共同して定款を定めなければならない。この場合において、その社員になろうとする者のうちには、5人以上の公認会計士である者を含まなければならない。

2 会社法第30条第1項の規定は、監査法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 社員の氏名及び住所

五 社員の全部が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別

六 社員の出資の目的（有限責任社員にあつては、金銭その他の財産に限る。）

及びその価額又は評価の標準

七 業務の執行に関する事項

4 無限責任監査法人を設立しようとする場合には、前項第5号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載しなければならない。

5 有限責任監査法人を設立しようとする場合には、第3項第5号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を記載しなければならない。

(社員の責任)

第34条の10の6 監査法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責任を負う。

2 監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4～6 省略

7 有限責任監査法人の社員は、その出資の価額（既に有限責任監査法人に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

8～11 省略

(参考6) 弁理士法（平成12年法律第49号）(抄)

(社員の責任)

第47条の4 特許業務法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

2 特許業務法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が特許業務法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4～7 省略

(参考7) 司法書士法（昭和25年法律第197号）

(抄)

(社員の責任)

第38条 司法書士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。

2 司法書士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が司法書士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4～6 省略

(参考8) 行政書士法（昭和26年法律第4号）(抄)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第13条の21 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条並びに会社法第600条、第614条か

ら第619条まで、第621条及び第622条の規定は行政書士法人について、同法第580条第1項、第581条、第582条、第585条第1項及び第4項、第586条、第593条、第595条、第596条、第599条第4項及び第5項、第601条、第605条、第606条、第609条第1項及び第2項、第611条（第1項ただし書を除く。）、第612条並びに第613条の規定は行政書士法人の社員について、同法第589条第1項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第859条から第862条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第613条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第615条第1項、第617条第1項及び第2項並びに第618条第1項第2号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第617条第3項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（行政書士法第1条の2第1項に規定する電磁的記録をいう。次条第1項第2号において同じ。）」と、同法第859条第2号中「第594条第1項（第598条第2項において準用する場合を含む。）」とあるのは「行政書士法第13条の16第1項」と読み替えるものとする。

2～7 省 略

(参考9) 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）（抄）

（社員の責任）

第25条の15の3 社会保険労務士法人の財

産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。

2 社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4～6 省 略

(参考10) 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）（抄）

（社員の責任）

第35条の3 調査士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。

2 調査士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が調査士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4～6 省 略

3 適用関係

上記2の改正は、平成30年1月1日以後に滞納となった国税について適用し、同日前に滞納となっている国税については、従前どおりとさせていただきます（改正法附則41①）。

（注）上記の「滞納」とは、納税者の納付すべき国税をその納付の期限までに納付しないことをいいます（徴法2九参照）。

五 その他の納税環境整備関係の改正

1 電子申告手続に係る識別符号等の入力 の省略

(1) 改正前の制度の概要

国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）を使用して申請等を行う者は、その申請等に係る法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに識別符号（以下「ID」といいます。）及び暗証符号（以下「パスワード」といいます。）を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならないこととされていました（旧国税オンライン化省令5①）。

また、上記の申請等を行うに当たっては、事前届出が必要とされ、税務署長からID及びパスワードの通知を受けることとされていました（旧国税オンライン化省令4①②）。

(2) 改正の内容

e-Taxを使用して申請等を行う際のID及びパスワードの入力については、なりすまし・不正アクセスの防止などセキュリティ確保の観点から、本人確認を行うために必要とされるものです。他方、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）に基づく個人番号カード（以下「マイナンバーカード」といいます。）については、署名用の電子証明書とともに、利用者証明用の電子証明書も格納されていることから、これを用いることにより、本人確認を行うことが可能とされており、「世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表」（平成28年5月20日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 最終改定）においても、「マイナンバーカード等の活用によるIDの入

力を要しないオンラインサービスの検討など利便性の高いオンラインサービスに向けた検討を進め、可能なものから順次実現する。」との提言がなされていました。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、納税者利便の向上を図る観点から、e-Taxを使用して申請等を行う場合において、マイナンバーカードを用いてe-Taxにログインした上で当該申請等の情報への電子署名及び電子証明書の送信を行うときは、ID及びパスワードの入力を要しないこととされました。

具体的には、e-Taxを使用して申請等を行う者は、マイナンバーカードを用いてe-Taxにログイン（運用上の手続）した上で、その申請等に係る法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を入力して、当該申請等の情報にマイナンバーカードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合には、ID及びパスワードを入力することを要しないこととされました（国税オンライン化省令5①一）。また、この場合には、ID及びパスワードが不要となることに伴い、申請等に当たり必要とされていた事前届出についても、これを要しないこととされました（国税オンライン化省令4①）。これにより、e-Taxを使用して行う申請等について、マイナンバーカードを用いることにより、事前届出のほかID及びパスワードの入力が不要となります。

（注1） 上記の「個人番号カード（マイナンバーカード）」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等が表示されるとともに、これらのカード記録事項が電磁的方法により記録されたカードをいい（番号法2⑦）、具体的には、本人の申請により交付され、マイナンバーを証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利

用できるほか様々な行政サービスを受けることができるICカードとなっています。マイナンバーカードには、ICチップに、「署名用の電子証明書」と「利用者証明用の電子証明書」という公的個人認証サービスによる2つの電子証明書が格納されています。

(注2) 上記の「署名用の電子証明書」は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用されており、「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信した者であること」を証明することができます。

(注3) 上記の「利用者証明用の電子証明書」は、コンビニでの公的な証明書の交付を受ける際のコンビニ端末へのログインやインターネットサイト等へのログインを行う際に利用されており、「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。

(参考) 「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」(平成28年5月20日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 最終改定)(抄)

3. [重点項目3] 超少子高齢社会における諸課題の解決

(3) IT活用による諸課題の解決に資する取組

③. マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

【平成28年度～平成33年度】

- マイナポータル の構築・利活用
 - ・ (前略) オンライン申請等データの閲覧における当該データの重要性に応じた二経路又は二要素認証や、行政機関発行IDと民間発行IDとの連携による認証の導入などにより個人情報を含む重要情報の適正な管理のためのセキュリティ対策を講じつつ、オンライン申請等データやお知らせ情報をマイナポータルにおいて確認可能とするなど利用者

が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービス、マイナンバーカード等の活用によるIDの入力を要しないオンラインサービスの検討など利便性の高いオンラインサービスに向けた検討を進め、可能なものから順次実現する。

【内閣府、総務省、関係府省庁】

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、平成31年1月4日以後に行う申請等について適用し、同日前に行われた申請等については、従前どおりとされています(改正国税オンライン化省令附則②③)。

2 学資支給金に係る国税滞納処分による差押禁止措置の整備

(1) 改正の内容

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律(平成29年法律第9号)により、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して、新たに学資支給金(いわゆる給付型奨学金)が支給されることとなりました(独立行政法人日本学生支援機構法17の2①)。

高等教育への進学に係る費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くなっている中で、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者が存在する状況となっています。学資支給金は、こうした進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しすることを目的として支給されるものです。

こうした趣旨を踏まえ、学資支給金について、国税の滞納処分による差押えを禁止する措置が講じられました(独立行政法人日本学生支援機構法17の5)。

(参考) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成

15年法律第94号) (抄)

(学資の支給)

第17条の2 第13条第1項第1号に規定する学資として支給する資金(以下「学資支給金」という。)は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2・3 省 略

(受給権の保護)

第17条の5 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(2) 適用関係

上記(1)の改正は、平成29年4月1日から施行されます(独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律附則1)。

(参考) 国税における差押禁止規定の趣旨

差押禁止財産は、一般に、債務者及びそ

の家族の最低生活の保障や、債務者の生業の維持等の社会政策的な配慮から設けられています。一般の差押禁止財産については、国税徴収法第75条に定められていますが、その他、特別法の立法目的に照らして、それぞれ特別法の規定により差押禁止財産(差押禁止規定)が定められています。

特別法において差押禁止規定が設けられているものの例としては、国から支給される生活保護の保護金品や、遺族給付、労災保険による保険給付などがあります。これらの給付は、一定の社会保障目的を達成する観点から、特に国が支給することとされているものです(所得税法上、非課税とされています)。

なお、給与等・公的年金等については、課税所得を構成しますが、これらについては生計に占める重要性に鑑み、給与等・年金生活者の最低生活費の維持等に充てられるべき部分については、差押えが禁止されています(徴法76、77)。